

令和8年度(2026年度)

市税のしおり

税金で未来を照らす



市税の納期カレンダー

月	納期限	税金の種類・期別・申告の種類など
4月		
5月	5月31日	固定資産税・都市計画税第1期 軽自動車税
6月	6月30日	個人の市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）第1期
7月	7月31日	固定資産税・都市計画税第2期
8月	8月31日	個人の市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）第2期
9月	9月30日	固定資産税・都市計画税第3期
10月	10月31日	個人の市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）第3期
11月		
12月	12月31日	固定資産税・都市計画税第4期
1月	1月31日	個人の市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）第4期
2月		
3月	3月15日	事業所税（個人）の申告納付
毎月		個人の市民税・県民税・森林環境税（給与からの特別徴収） …………… 翌月の10日まで 市たばこ税 …………… 翌月の末日まで 入湯税 …………… 翌月の15日まで 宿泊税 …………… 翌月の末日まで（令和8年8月から申告納付開始）
4月、6月、8月、 10月、12月、2月		個人の市民税・県民税・森林環境税（公的年金からの特別徴収） …………… 翌月の10日まで
随時		法人市民税の申告納付 事業所税（法人）の申告納付

※納期の末日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、納期限が翌日になります。また、納期の末日が年末の場合には、納期限は1月4日（1月4日が土曜日又は日曜日に当たるときは、翌月曜日）になります。

【表紙について】

「第38回小・中学生の税のポスター・習字・標語・作文展」（主催：熊本西地区税務関係団体長連絡協議会）において、熊本市賞（ポスターの部）に選ばれた熊本大学教育学部附属中学校2年生（受賞当時） 濱田 紫英里さんの作品です。

【改元に伴う元号による年表示について】

改元日を含む年以降の年の和暦の表示については、西暦を併記しています。

目 次

第1章 熊本市の歳入と歳出

令和8年度（2026年度）一般会計予算	1
---------------------	---

第2章 税からのお知らせ

令和8年度（2026年度）の主な地方税制改正	3
------------------------	---

第3章 税の体系と国税・県税

税の体系	5
国の税金	6
熊本県の税金	7

第4章 市税のあらまし

市税の種類	8
市民税	9
個人市民税	9
法人市民税	25
固定資産税	28
土地に対する課税	29
家屋に対する課税	31
償却資産に対する課税	33
軽自動車税	35
市たばこ税	38
入湯税	38
宿泊税	39
事業所税	40
都市計画税	41

第5章 市税の納付等

市税の納付場所	42
地方税お支払サイトでの納付	43
クレジット納付	43
スマホ決済アプリ納付	44
口座振替・自動払込み	44
eLTAXを利用した電子申告等の手続について	47
納税の猶予	48
市税の減免・森林環境税（国税）の免除	48
滞納があった場合	49
不服申立て制度（審査請求、審査申出）	51

第6章 証明・閲覧

市税に関する証明（閲覧）	52
--------------	----

第7章 税に関するお問合せ先

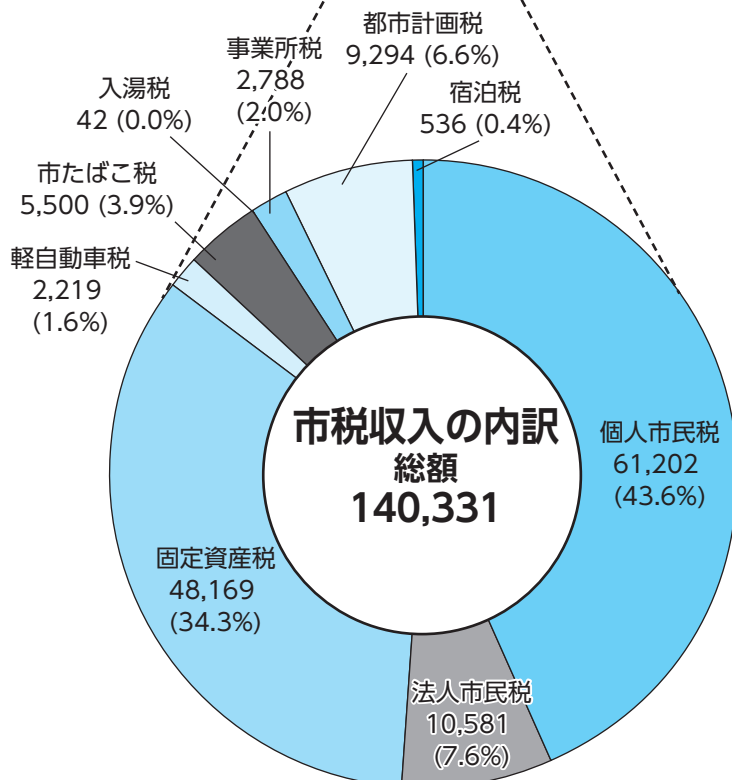
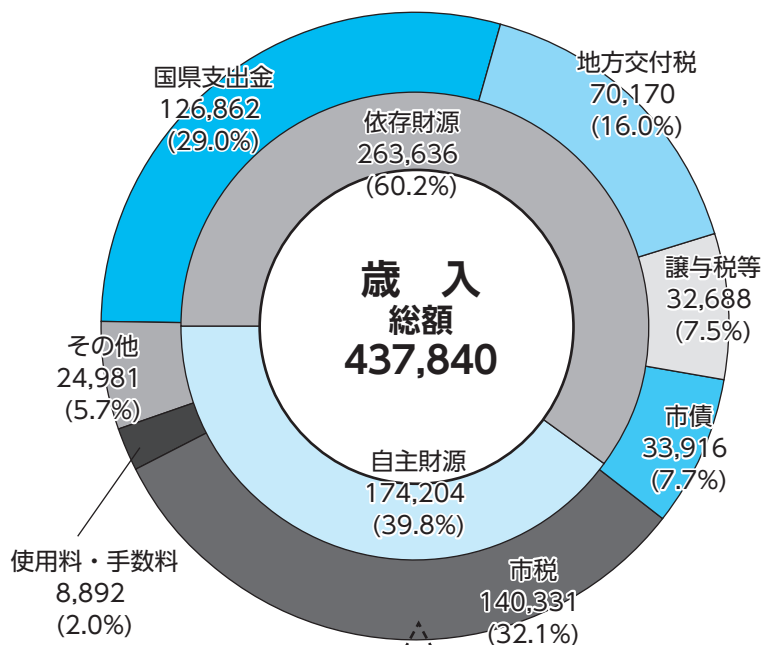
市税に関するお問合せ先	57
国税・県税に関するお問合せ先	58

第1章 熊本市の歳入と歳出

令和8年度(2026年度)一般会計予算

歳入(単位:百万円)

歳入項目



市税

市民税、固定資産税などによる収入

使用料・手数料

施設等の使用料、手数料による収入

その他

財産収入など

国県支出金

国又は県が地方公共団体の特定の事業に対して、その事業の経費に充てることを条件として交付する給付金

地方交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定のサービスを実施できるよう財源を保障するため、国税として徴収した税金を地方公共団体に交付するもの

譲与税等

本来は地方公共団体が徴収すべきものを国が国税として徴収し、関係する地方公共団体に譲与するもの

市債

市が公共施設の整備事業のために借り入れる財源

自主財源

市が自らの権限で収入することのできる財源

依存財源

国を経由し、自治体の裁量が制限されている財源

市民税

市の行政経費の一部を広く多数の住民が負担することを目的として個人及び法人に対して課される税

固定資産税

土地、家屋及び償却資産の資産価値に対して課される税

軽自動車税

軽自動車等の所有に担税力を見だし課される税

市たばこ税

製造たばこに対して課される間接消費税

入湯税

環境衛生施設などの費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯行為に対して課される目的税

事業所税

都市環境の整備に充てるため、法人又は個人の行う事業に対して課される目的税

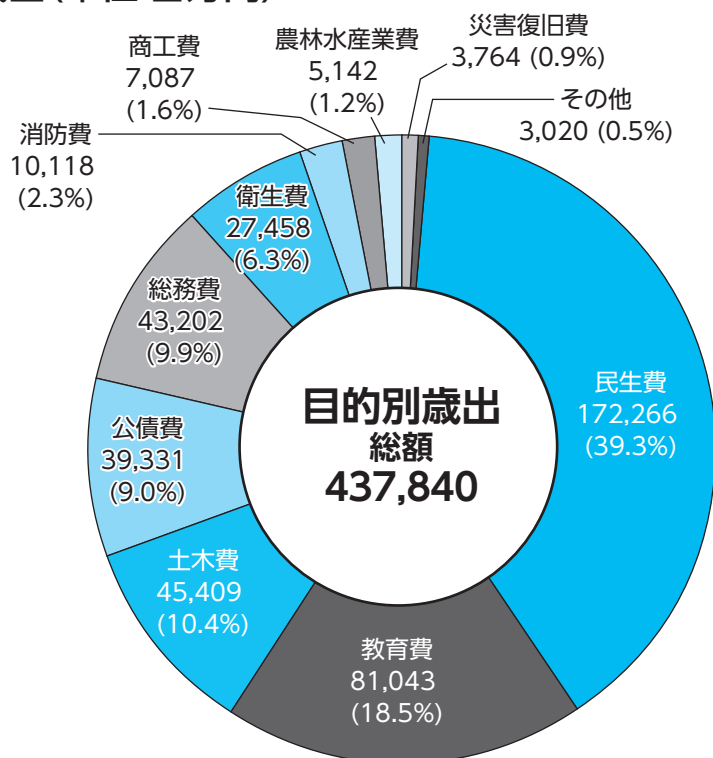
都市計画税

都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課される目的税

宿泊税

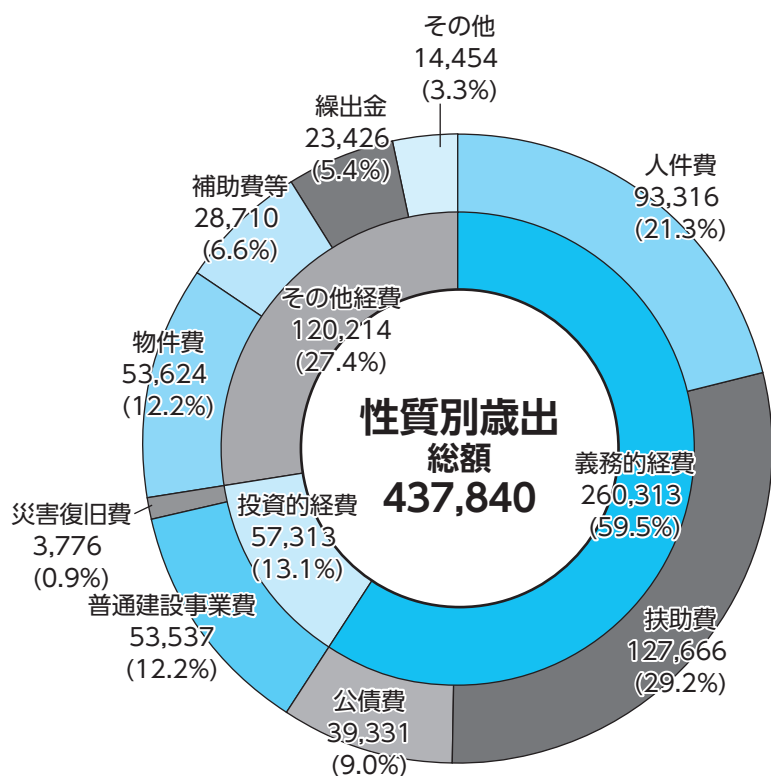
熊本市内の宿泊施設における宿泊行為に対して課される目的税

歳出(単位:百万円)



歳出項目

民生費
生活保護や社会福祉、児童福祉など
教育費
学校教育、社会教育、保健体育など
土木費
道路、河川、公園の整備や市営住宅の修繕など
公債費
市債（市が国や金融機関などから借り入れるお金）の償還元金と利子
総務費
選挙や戸籍、徴税、庁舎の維持管理など
衛生費
ごみの回収・処理や環境保全、公衆・環境衛生など
消防費
生命と財産を守るための救急、消防など
商工費
商工業振興、観光振興など
農林水産業費
農業・水産業振興など
災害復旧費
熊本地震の災害復旧など



義務的経費
歳出のうち、その支出が義務付けられている経費
投資的経費
社会資本の整備などに支出される経費
扶助費
生活困窮者、高齢者、児童、障害者などに対する様々な支援に要する経費
普通建設事業費
道路、橋梁、公園、学校などの各種社会資本の整備経費
物件費
旅費、需用費、委託料、使用料などの消費的性質の経費
補助費等
各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など
繰出金
特別会計などに対して事務費などの補助のため支出される経費

第2章 税からのお知らせ

令和8年度(2026年度)の主な地方税制改正

1. 個人住民税

○個人住民税の控除等

- ・給与所得控除の最低保障額を74万円（現行：65万円）に引き上げる。
※令和9年度分の個人住民税から適用（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）
- ・ひとり親控除の控除額を33万円（現行：30万円）に引き上げる。
※令和10年度分の個人住民税から適用

改正内容	個人住民税 (令和8年分所得に係る 令和9年度分から適用)	所得税 (令和8年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応	＜最低保障額＞ 改正前：65万円→改正後：74万円 ※引き上げ額9万円のうち、5万円は 2年間の時限措置
②基礎控除の見直し	改正なし（最高：43万円）	改正前：最高95万円 ＜給与収入200万円相当以下＞ 改正後：最高104万円 ＜給与収入665万円相当以下＞ ※引き上げ額9万円のうち、一部は時限 措置
③扶養親族等に係る 所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：58万円→改正後：62万円
④ひとり親控除の 見直し	改正前：30万円 →改正後：33万円 ※令和9年分所得に係る令和10年度 分から適用	改正前：35万円→改正後：38万円 ※令和9年分所得から適用

非課税ライン（単身者の場合）

個人住民税			所得税		
令和7年改正前	令和8年改正前	令和8年改正	令和7年改正前	令和8年改正前	令和8年改正
基本額等	41万5千円	→ 41万5千円	基本額等	48万円	→ 95万円
		→ 41万5千円			→ 104万円
	変更なし	変更なし		+ 47万円	+ 9万円
給与所得			給与所得		
控除	55万円	→ 65万円	控除	55万円	→ 65万円
	+ 10万円	+ 9万円		+ 10万円	+ 9万円
計	96万5千円	→ 106万5千円	計	103万円	→ 160万円
		→ 115万5千円			→ 178万円

○住宅ローン控除の見直し

- ・所得税において、以下のとおり住宅ローン控除の見直しが行われた上で、適用期限が令和12年入居分まで5年間延長される。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 または 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準適合 適合住宅 ※新築住宅は、 令和10年以降、 適用対象外(注1)	認定長期優良住宅 または 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の 住宅 (注2)
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円	2,000万円	2,000万円	
子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円	3,000万円		
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上 ※合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可（子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用）						
立地要件	土砂災害などの災害レッドゾーン（注3）の新築（建替え除く）は適用対象外（既存住宅等は適用対象）						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

（注1）令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合に限り、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とする。

（注2）「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。

（注3）開発・建築行為に規制が課されている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域（都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ）。

※所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税額から控除する。

2. 自動車関係諸税

○環境性能割の廃止

- ・米国税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止

3. 固定資産税

○固定資産税の免税点の引き上げ ※令和9年4月1日施行

- ・物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点の引き上げ（免税範囲の拡大）を行う。

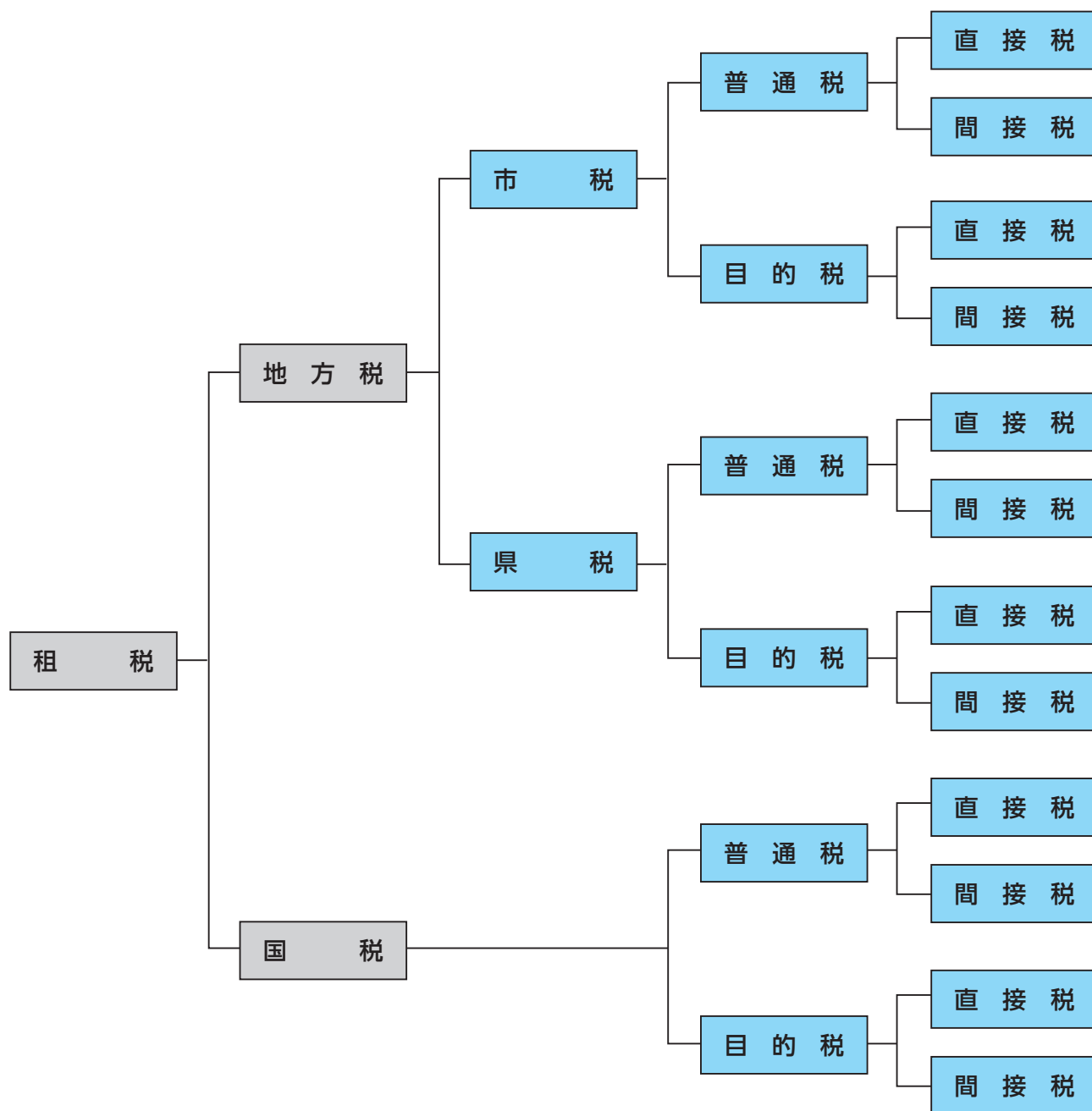
税目	現行	改正後
固定資産税 ※前回見直し：平成3年	(土地) 30万円 (家屋) 20万円 (償却資産) 150万円	(土地) 30万円 (家屋) 30万円 (償却資産) 180万円

※土地については、平成3年と比較した場合、地価が下落していることから据え置き

※土地・家屋は、都市計画税の免税点も同様

第3章 税の体系と国税・県税

税の体系



普通税・・・納められた税の使いみちが特定されず、どのような事業の費用にも充てることができる税をいいます。

目的税・・・納められた税の使いみちが特定されており、定められた目的や事業の財源に充てられる税をいいます。

直接税・・・税を負担する人が、直接、国・県・市に納める税をいいます。

間接税・・・税を負担する人が、直接ではなく、利用する店の経営者などの他者の手を経て納める税をいいます。

国の税金

詳しくは、お住まいの地区の税務署にお問合せください（P58 参照）。

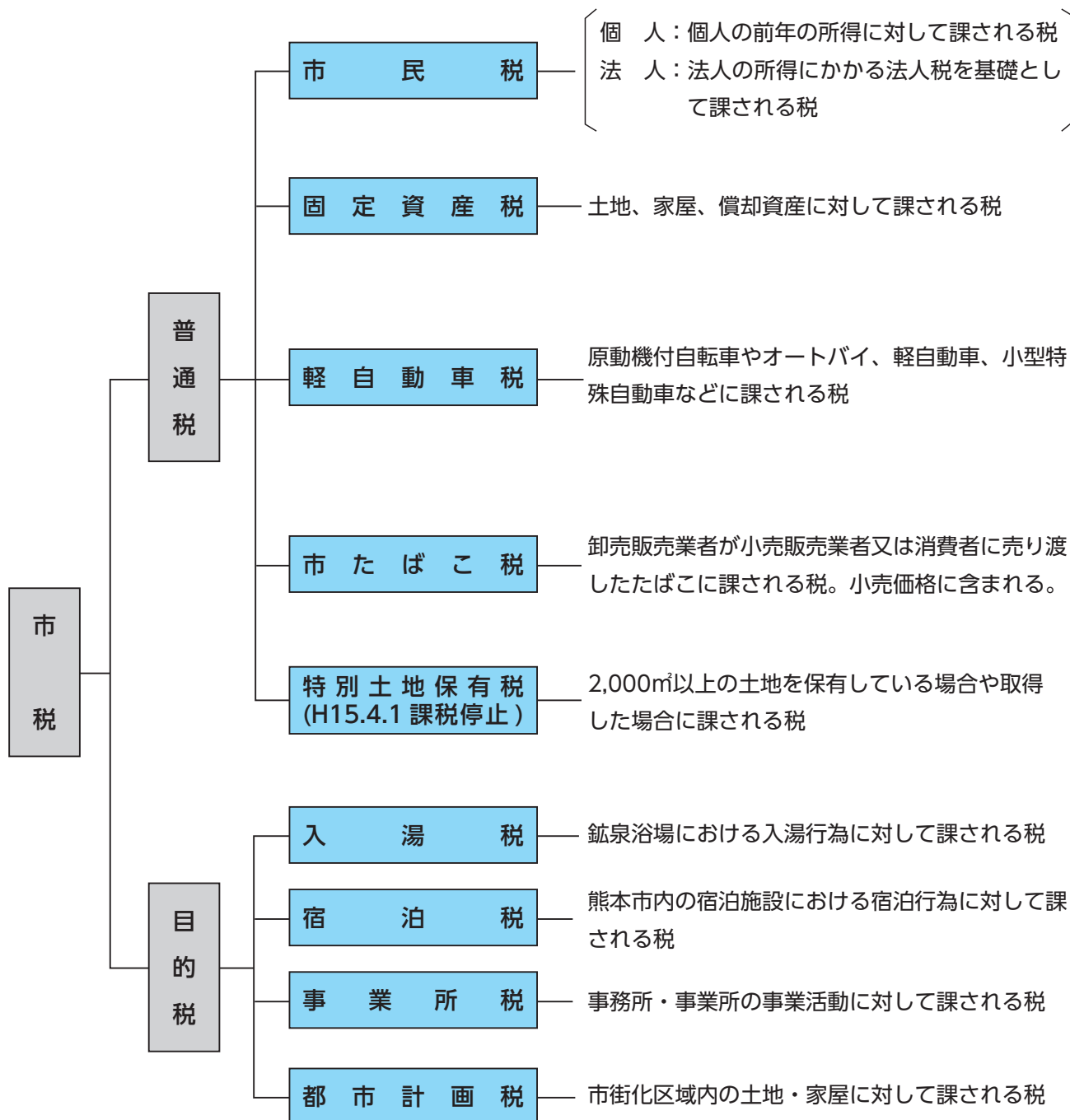
普通税	直接税	所得税	個人の1年間の所得に対してかかる税金です。
		法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかる税金です。
		地方法人税	地域間の税源の偏在是正を目的に創設された税金で、法人税を納める義務がある法人にかかります。
		相続税	相続や遺贈によって財産を取得した方にかかる税金です。
		贈与税	個人間で財産の贈与があったときにかかる税金です。
		地価税	一定規模以上の土地を所有している個人・法人にかかる税金です。平成10年度から当分の間課税されないこととされています。
		特別法人事業税	地域間の税源の偏在是正を目的に創設された税金で、法人事業税を納める義務がある法人にかかります。
	間接税	消費税	事業者の販売する商品やサービスの提供及び輸入貨物に対してかかる税金です。
		酒税	清酒、ビール、焼酎などアルコール分1度以上の飲料を製造場から出荷したとき又は輸入したときにかかる税金です。
		たばこ税・たばこ特別税	たばこを製造場から出荷したとき又は輸入したときにかかる税金です。
		揮発油税・地方揮発油税	自動車燃料用のガソリンなどにかかる税金です。
		石油ガス税	自動車燃料用の石油ガスに対してかかる税金です。
		航空機燃料税	航空機燃料を国内線航空機に積み込んだときにかかる税金です。
		石油石炭税	原油、石油製品、天然ガス、石炭などに対してかかる税金です。
		自動車重量税	車検などの際に、自動車の重量等に応じてかかる税金です。
		関税	外国から輸入した貨物にかかる税金です。
		とん税・特別とん税	外国貿易船が開港に入港したときに、船の純トン数に応じてかかる税金です。
		登録免許税	不動産、船舶、会社などの登記、登録、特許、免許などにかかる税金です。
		印紙税	日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などにかかる税金です。
		国際観光旅客税	船舶又は航空機により日本から出国する方にかかる税金です。
目的税	直接税	森林環境税	国内に住所を有する個人にかかる税金です。
		復興特別所得税	東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、令和19年（2037年）まで、所得税を納める義務がある個人にかかる税金です。
	間接税	電源開発促進税	電力会社が一般家庭などに電気を供給したときにかかる税金です。

熊本市の税金

詳しくは、熊本県県央広域本部総務部税務部門又は熊本県自動車税事務所にお問合せください(P58 参照)。

普通税	直接税	個人県民税 (均等割・所得割)	県内に住所等を有する個人にかかる税金です。
		県民税利子割	金融機関などから支払を受ける預貯金の利子等にかかる税金です。
		県民税配当割	上場株式等の配当金などの支払を受ける個人にかかる税金です。
		県民税株式等譲渡所得割	証券会社等に設けた特定口座内で発生した上場株式等の個人の譲渡益にかかる税金です。
		法人県民税	県内に事務所・事業所を有する法人等にかかる税金です。
		水とみどりの森づくり税	森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るための税金です。個人県民税及び法人県民税の均等割に上乗せされます。
		個人事業税	県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている個人に対してかかる税金です。
		法人事業税	県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人に対してかかる税金です。
		不動産取得税	不動産（土地・家屋）を取得した人にかかる税金です。
		自動車税	自動車を所有（保有）している人にかかる税金です。
		鉱区税	鉱業権（試掘権・採掘権）を所有している人にかかる税金です。
	間接税	地方消費税	消費税が課税される取引に対して、消費税と併せてかかる税金です。
		県たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡したときにかかる税金です。
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者にかかる税金です。
		軽油引取税	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りに対してかかる税金です。
目的税	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受ける人にかかる税金です。
	間接税	産業廃棄物税	産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した排出事業者・中間処理業者が負担する税金です。

市税の種類



普通税とは、納められた税金の使いみちが特定されておらず、一般経費の財源に充当される税金のことです。

目的税とは、その納められた税金の使いみちが特定されており、定められた目的や事業の財源に充てられる税金のことです。

市民税

市民税は、固定資産税とともに最も代表的な市税であり、住民がその居住している地域の地方公共団体が提供する行政サービスなどに必要な経費をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性質の税です。

市民税には個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれに広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割（法人の場合は法人税割）があります。

市民税は、県民税と併せて住民税とも呼ばれ、個人の県民税の申告と納税は、納税者の皆様の便宜を図るため、個人の市民税と併せて行われています。

市民税	個人市民税	均等割	均等割額を課税
		所得割	前年の所得に応じて課税
	法人市民税	均等割	資本金等の額に応じて区分された額を課税
		法人税割	当期の法人税額に応じて課税

■個人市民税

個人市民税は、区内に住所を有する方又は区内に「家屋敷」若しくは「個人事業用の事務所、店舗等」を有する方でその区内に住所を有しない方にかかる税金です。

○個人市民税を納めていただく方

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	納めていただく税額
1月1日現在、区内に住所を有する方	均等割額 + 所得割額
1月1日現在、区内に「家屋敷」又は「個人事業用の事務所、店舗等」を有する方でその区内に住所を有しない方	均等割額

区内に住所を有すること又は「家屋敷」や「個人事業用の事務所、店舗等」を有することについての判断は、その年の**1月1日現在**の状況によります。したがって、令和8年（2026年）1月1日に熊本市内に住所を有する方は、その後、市外へ転出された場合においても、令和8年（2026年）の個人市民税は熊本市に納めていただくことになります。

なお、地方税法第737条の規定により、政令指定都市の区は1つの市の区域とみなされることから、2つ以上の区に家屋敷又は事務所等がある場合は、それぞれの区ごとに均等割が課税され、熊本市へ納めていただくことになります。

○個人市民税が課税されない方

個人市民税が課税されない方は次のとおりです。

【均等割・所得割がともに課税されない方】

- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・寡婦、ひとり親、障害者又は未成年者の方で前年の合計所得金額が 135 万円以下の方
- ・同一生計配偶者及び扶養親族を有しない方で前年の合計所得金額が 41 万 5 千円以下の方
- ・同一生計配偶者又は扶養親族を有する方で前年の合計所得金額が次の式で求めた金額以下の方

$$315,000 \text{ 円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 189,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$$

※扶養親族は年齢 16 歳未満の方及び控除対象扶養親族に限ります。

※「合計所得金額」とは、純損失、雑損失及び特定の居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の繰越控除前の総所得金額等です。

【所得割のみが課税されない方】

- ・同一生計配偶者及び扶養親族を有しない方で前年の総所得金額等が 45 万円以下の方
- ・同一生計配偶者又は扶養親族を有する方で前年の総所得金額等が次の式で求めた金額以下の方

$$350,000 \text{ 円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 320,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$$

※扶養親族は年齢 16 歳未満の方及び控除対象扶養親族に限ります。

※「総所得金額等」とは、総所得金額、土地・家屋等の譲渡所得金額、株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の配当所得（分離課税の適用を受けるもの）、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額です。

○税率

【均等割】

市民税 年額 3,000 円

県民税 年額 1,500 円

※平成26年度分～令和5年度（2023年度）分の市民税均等割及び県民税均等割は、東日本大震災の復興に関して地方公共団体が実施する防災事業に充てるため、それぞれ年額500円が加算されていました。この加算措置が終了し、令和6年度（2024年度）からは、新たに国税として創設された森林環境税（年額1,000円）が、市民税均等割及び県民税均等割と併せて課税されています。

※県民税均等割の年額は、水とみどりの森づくり税（P 7 参照。年額500円）を含みます。

【所得割】

市民税 課税標準額の 100 分の 8

県民税 課税標準額の 100 分の 2

※ 100 円未満の端数は切捨てとなります。

※政令指定都市の区域内に住所を有する者の所得割の標準税率は、平成 30 年度から市民税が 100 分の 8、県民税が 100 分の 2 とされています。

$$\text{所得割} = (\text{所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

○所得の種類・内容

所得とは、その種類に応じて、**1月1日から12月31日まで**における1年間の収入金額から、原則としてその収入を得るための必要経費（給与所得の場合は給与所得控除額、公的年金所得の場合は公的年金等控除額）を差し引いたものをいいます。所得税法に定める所得の種類は、次の表のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額
1 利子所得	公社債、預貯金利子、合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配に係る所得	収入金額
2 配当所得	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、保険相互会社の基金利息、証券投資信託の収益の分配などに係る所得	収入金額－元本の取得のために要した負債の利子
3 不動産所得	家賃、貸間代、地代、地上権等の権利金、船舶又は航空機の貸付料などの所得	総収入金額－必要経費
4 事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師等の自由職業などの自営業その他の事業から生ずる所得	総収入金額－必要経費
5 給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得	収入金額－給与所得控除額 ※一定の場合に、特定支出の控除の特例が適用されます。
6 土地、建物等以外の譲渡所得	車両、機械、船舶、航空機、漁業権、著作権、特許権などの資産の譲渡による所得をいい、次の2つに分けられます。 (1) 短期譲渡所得 所有期間が5年以内のものを譲渡したことによる所得 (2) 長期譲渡所得 所有期間が5年を超えるものを譲渡したことによる所得	総収入金額－資産の取得価額等の経費－特別控除額（最高50万円） ※短期譲渡所得と長期譲渡所得は、それぞれの総収入金額から所得を計算します。 ※長期譲渡所得については、1/2の軽減があります。
7 一時所得	賞金、懸賞当選金、競馬及び競輪の払戻金、生命保険等の満期返戻金、遺失物の拾得による報労金などの所得	総収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円） ※総所得金額を計算する場合、1/2の金額が他の所得と合算されます。
8 雑所得	公的年金、恩給、著述家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料、放送謝金、非営業用貸金の利子、生命保険の年金など、他の所得に当てはまらない所得	次の①～③の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② 業務に係るもの（副業収入等）の総収入金額－必要経費 ③ ①、②を除く雑所得の総収入金額－必要経費
9 土地、建物等の譲渡所得	土地（田、畑、宅地など）や土地の上に存する権利（借地権、耕作権など）、建物（住宅、店舗、工場など）や建物の附属設備、構築物を譲渡することによって生じる所得をいい、次の2つに分けられます。 (次のページへ)	収入金額－土地、家屋の取得価額等の経費－特別控除額

所得の種類	所得の内容	所得金額
	(前のページからの続き) (1) 短期譲渡所得 その年の1月1日において所有期間が5年以内のものを譲渡したことによる所得 (2) 長期譲渡所得 その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡したことによる所得	
10 山林所得	山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによる所得	総収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）
11 退職所得	退職手当や一時恩給などの所得	(収入金額－退職所得控除額) ×1/2 ※特定役員退職手当等(役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの)については、1/2を乗じません。 ※短期退職手当等(短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの)のうち、退職所得控除額を除いた支払額が300万円を超える部分については、1/2を乗じません。
12 土地の譲渡等の事業所得又は雑所得	その年の1月1日において所有期間が5年以下の土地や土地の上に存する権利で事業所得又は事業所得の基となるものを譲渡したことによる所得	収入金額－土地、家屋の取得価額等の経費
13 上場株式等に係る配当所得等	上場株式等の配当等に係る所得	収入金額－元本の取得のために要した負債の利子
14 株式等の譲渡に係る譲渡所得等	株式等(株式、転換社債等)の譲渡による所得	総収入金額－株式等の取得費等の必要経費
15 先物取引に係る雑所得等	商品先物取引、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引等による所得	収入金額－必要経費

※所得には、次のような分類があります。

総所得金額……1～8の所得の合計額です。

合計所得金額……1～15の所得の合計額で、純損失、雑損失及び特定の居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の繰越控除前かつ特別控除前の金額をいい、「総所得金額等」は当該繰越控除後の金額です。

課税所得金額……総所得金額等から所得控除額を差し引いた金額です。

※土地、建物等の譲渡所得(9)、上場株式等に係る配当所得等(13)、株式等の譲渡に係る譲渡所得等(14)などについては、他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに特別な所得割額の計算を行います(これを分離課税といいます。)

○課税されない所得

次のような所得は、収入額にかかわらず非課税所得とされていることから、個人市民税の課税対象とはなりません。

- ・傷病者や遺族などの受け取る恩給や年金
- ・給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤距離に応じ、一定の限度額までとなります。）
- ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・雇用保険失業給付
- ・災害支援金、災害見舞金

○控除

納税義務者の実情に応じた税の負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる臨時の出費があるかどうかなど、個人的事情を考慮して所得から次の金額を引くことになっています。

【給与所得控除】

給与所得については、必要経費に代わるものとして、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて求めます。収入金額から給与所得控除を差し引いた給与所得の早見表は、次のとおりです。

給与収入 (X)	給与所得の金額	
～ 650,999 円	0 円	
651,000 円 ～ 1,899,999 円	$X - 650,000$ 円	
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	$X \div 4 = Y$ (千円未満端数切捨て)	$Y \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		$Y \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	$X \times 0.9 - 1,100,000$ 円	
8,500,000 円 ～	$X - 1,950,000$ 円	

【給与所得に係る特定支出控除】

給与所得者について、次に該当する特定支出の額の合計額がその年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合、その超える部分の金額についても申告により控除されます。

通勤費	職務上の旅費	転居費	研修費
資格取得費	帰宅旅費	勤務必要経費	

【家内労働者等の必要経費の最低保障】

家内労働者等（家内労働者、外交員、集金人など）が事業所得又は雑所得を有する場合において、計算上必要経費の最低保障として65万円を控除することができます。

【所得金額調整控除】

所得金額調整控除は、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものです。所得金額調整控除には、2種類（次の1又は2のとおり）があります。

1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次の(1)のアからウまでのいずれかに該当するものの総所得金額を計算する場合に、次の(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除することができます。

(1) 適用対象者

- ア 本人が特別障害者に該当する者
- イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

{ 給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円 } × 10% = 控除額

- ※ 1 控除額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
- ※ 2 年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に所得金額調整控除申告書を提出する必要があります。
- ※ 3 この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、次の(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除することができます。

(1) 適用対象者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超えるもの

(2) 所得金額調整控除額

{ 給与所得控除後の給与等の金額 (10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円) } - 10万円 = 控除額

※ 上記1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

【専従者控除】

事業主と生計を一にする配偶者や親族（年齢15歳未満の人、配偶者控除及び扶養控除を受けている人を除きます。）で原則として1年のうちに六月を超えて専らその事業に従事して給与を受けている人を事業専従者といいます。事業主が事業専従者に対して支払う給与相当額を経費として次の表に応じた金額が控除されます。

区 分	控 除 額
青色事業専従者	支払った給料額（税務署長の承認が必要）
白色事業専従者 (青色事業専従者以外の事業専従者)	次に掲げる金額のうちいずれか低い方の金額 1 (1) 配偶者 86万円 (2) 配偶者以外の者 50万円 2 $\frac{\text{不動産所得} + \text{事業所得} + \text{山林所得}}{\text{白色事業専従者} + 1}$

【青色申告特別控除】

青色申告者について、所得金額から次のページの表の区分に応じた金額が控除されます。

区 分	控 除 額
事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録しているもの ※青色申告書に損益計算書及び貸借対照表の添付が必要	55万円又は不動産所得の金額若しくは事業所得の金額の合計額のいずれか少ない額
上記の区分に該当する青色申告者のうち、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存を行っている者又はその年分の所得税の確定申告書、貸借対照表、損益計算書等の提出をその提出期限までに e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行う者	65万円
上記の区分のいずれにも該当しない青色申告者	10万円又は不動産所得の金額若しくは事業所得の金額の合計額のいずれか少ない額

【所得控除の種類と計算の方法】

所得控除とは、納税義務者の最低生計費、災害等による異常な出費を考慮して能力に応じた負担を求めるために、一定の方法により計算された控除額を所得金額から控除することをいいます。

所得控除の種類	要 件	控 除 額
雑 損 控 除	災害などによって、納税義務者や生計を一にする配偶者その他の親族の所有する家財などの生活に必要な資産に損失を受けた場合	次のうち、いずれか多い金額 1 差引損失額－（総所得金額等×10%） ※差引損失額＝損害金額－補填金額 2 災害関連支出の金額－5万円 ※災害関連支出…災害により滅失した家屋等を除去するために必要な費用等
医 療 費 控 除 ※1又は2の 選択適用	1 通常の医療費控除 納税義務者が自己又は生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支出した場合 2 医療費控除の特例 納税義務者が健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した場合 ※スイッチOTC医薬品…要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品	（前年中に支払った医療費） －（保険などによる補填金額） －（総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない金額） ※上限200万円 （スイッチOTC医薬品購入費） －（保険などによる補填金額） －12,000円 ※上限88,000円
社会保険料控除	納税義務者が自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労働保険料、共済組合掛金など）を支出した場合	全 額
小 規 模 企 業 共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支出した場合	全 額

所得控除の種類	要 件	控 除 額								
生命保険料控除	納税義務者が、本人又は配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料や掛金を支出した場合 (保険の契約者が誰であるかは要件とされていません。)	(平成24年1月1日以後に契約した場合(新契約))								
		・ 1～3について、いずれかの場合 下表により計算した額								
		・ 1～3について、複数該当がある場合 それぞれ下表により計算した額を合計した額 ※上限 70,000 円								
		<table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000 円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>12,000 円超 32,000 円以下</td><td>支払保険料× 1/2 + 6,000 円</td></tr><tr><td>32,000 円超 56,000 円以下</td><td>支払保険料× 1/4 + 14,000 円</td></tr><tr><td>56,000 円超</td><td>28,000 円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	12,000 円以下	全 額	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料× 1/2 + 6,000 円	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料× 1/4 + 14,000 円
支払保険料	控除額									
12,000 円以下	全 額									
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料× 1/2 + 6,000 円									
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料× 1/4 + 14,000 円									
56,000 円超	28,000 円									
		(平成23年12月31日以前に契約した場合(旧契約))								
		・ 1 のみ又は 3 のみの場合 下表により計算した額								
		・ 1 と 3 の両方に該当がある場合 それぞれ下表により計算した額を合計した額 ※上限 70,000 円								
		<table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>15,000 円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>15,000 円超 40,000 円以下</td><td>支払保険料× 1/2 + 7,500 円</td></tr><tr><td>40,000 円超 70,000 円以下</td><td>支払保険料× 1/4 + 17,500 円</td></tr><tr><td>70,000 円超</td><td>35,000 円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	15,000 円以下	全 額	15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料× 1/2 + 7,500 円	40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料× 1/4 + 17,500 円
支払保険料	控除額									
15,000 円以下	全 額									
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料× 1/2 + 7,500 円									
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料× 1/4 + 17,500 円									
70,000 円超	35,000 円									
		(新契約と旧契約の両方がある場合)								
		・ 1 と 3 について 新・旧契約それぞれの方法で計算した額を合計した額 ※上限 28,000 円 (ただし、旧契約分だけで計算した額が 28,000 円を超える場合は、当該旧契約分だけで計算した額)								
		・ 2 について 新契約のみ適用								
		・ 1 ～ 3 について、複数該当がある場合 それぞれの方法で計算した額を合計した額 ※上限 70,000 円								
地震保険料控除	納税義務者が自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の所有する居住用家屋又は生活に通常必要な家具、衣服などの生活用動産を対象とする地震保険料を支出した場合	(1 地震損害保険契約の場合)								
		<table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>50,000 円以下</td><td>支払保険料× 1/2</td></tr><tr><td>50,000 円超</td><td>25,000 円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	50,000 円以下	支払保険料× 1/2	50,000 円超	25,000 円		
		支払保険料	控除額							
		50,000 円以下	支払保険料× 1/2							
50,000 円超	25,000 円									
(2 旧長期損害保険契約の場合)										
<table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>5,000 円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>5,000 円超 15,000 円以下</td><td>支払保険料× 1/2 + 2,500 円</td></tr><tr><td>15,000 円超</td><td>10,000 円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	5,000 円以下	全 額	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料× 1/2 + 2,500 円	15,000 円超	10,000 円		
支払保険料	控除額									
5,000 円以下	全 額									
5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料× 1/2 + 2,500 円									
15,000 円超	10,000 円									
		(1 と 2 の両方に該当する場合) 1 と 2 で求めた額の合計額 ※上限 25,000 円								

所得控除の種類	要 件	控 除 額																
障 害 者 控 除	納税義務者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に障害者がある場合	普通障害者の場合 26万円 特別障害者の場合 30万円 ※同居の特別障害者である場合 53万円																
寡 婦 控 除	納税義務者が、「ひとり親」に該当せず、かつ、次の1又は2のいずれかに該当する場合。ただし、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいる場合を除く。 1 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる者で、合計所得金額が500万円以下のもの 2 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない一定の者で、合計所得金額が500万円以下のもの ※この場合、扶養親族の要件はなし	26万円																
ひとり親控除	納税義務者が次の1から3までのいずれにも該当する場合 1 その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。 2 生計を一にする子がいること。 ※この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る。 3 合計所得金額が500万円以下であること。	30万円																
勤労学生控除	納税義務者が次の1から3までのいずれにも該当する場合 1 給与所得などの勤労による所得があること。 2 合計所得金額が85万円以下であり、かつ、1の所得以外の所得が10万円以下であること。 3 高等学校、大学など、特定の学校の学生又は生徒であること。	26万円																
配 偶 者 控 除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合	<table><tr><td></td><th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th></tr><tr><td></td><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>配偶者が 70歳未満</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>配偶者が 70歳以上</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>		納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者が 70歳未満	33万円	22万円	11万円	配偶者が 70歳以上	38万円	26万円	13万円
	納税義務者の合計所得金額																	
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下															
配偶者が 70歳未満	33万円	22万円	11万円															
配偶者が 70歳以上	38万円	26万円	13万円															

所得控除の種類	要 件	控 除 額			
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合			納税義務者の合計所得金額	
				900万円以下	900万円超 950万円以下
				950万円超 1,000万円以下	
		配偶者の合計所得金額	58万円超 100万円以下	33万円	22万円
			100万円超 105万円以下	31万円	21万円
			105万円超 110万円以下	26万円	18万円
			110万円超 115万円以下	21万円	14万円
			115万円超 120万円以下	16万円	11万円
			120万円超 125万円以下	11万円	8万円
			125万円超 130万円以下	6万円	4万円
特 別 親 族 特 別 控 除	納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限り。）			控除金額	
		特定親族の合計所得金額	58万円超 95万円以下	45万円	
			95万円超 100万円以下	41万円	
			100万円超 105万円以下	31万円	
			105万円超 110万円以下	21万円	
			110万円超 115万円以下	11万円	
			115万円超 120万円以下	6万円	
			120万円超 123万円以下	3万円	
扶 養 控 除	納税義務者と生計を一にする親族（配偶者を除く。）の前年の合計所得金額が58万円以下の場合 ※国外居住親族については以下の要件に該当する者 1 年齢 29 歳以下又は年齢 70 歳以上の者 2 年齢 30 歳以上 69 歳以下のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者 ① 留学 ② 障害者 ③ 38 万円以上の生活費等の支払を受ける者			要 件	控除額
		一般扶養親族		16 歳以上（下記の要件に該当するものを除く。）	33 万円
		特定扶養親族		19 歳以上 23 歳未満	45 万円
		老人扶養親族		70 歳以上	38 万円
		同居老親等		本人又は配偶者の直系尊属で同居	45 万円
基 礎 控 除	納税義務者本人の合計所得金額に応じて適用			基礎控除額	
		個人の合計所得金額	2,400 万円以下		43 万円
			2,400 万円超 2,450 万円以下		29 万円
			2,450 万円超 2,500 万円以下		15 万円
			2,500 万円超		適用なし

○税額控除

税額控除とは、二重課税を避け、又は特定の場合における税負担を特に軽減するため、一定の要件に該当する場合において、所得割の算出税額から差し引かれる金額をいいます。

【調整控除】

調整控除は、平成19年度の所得税から住民税への税源移譲において、納税者の負担が変わらないようにするために設けられた調整措置です。

1 住民税の合計課税所得金額が200万円以下である場合

次の(1)又は(2)の金額のうちいずれか少ない金額の100分の5（市民税は100分の4、県民税は100分の1）に相当する金額

- (1) 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額
- (2) 住民税の合計課税所得金額

2 住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合

次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額（金額が5万円を下回る場合は5万円になります。）の100分の5（市民税は100分の4、県民税は100分の1）に相当する金額

- (1) 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額
- (2) 住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

住民税と所得税の人的控除額の差の一覧表

控除の種類		控除額		
		所得税	個人住民税	人的控除額の差
配偶者控除(※1)	一般配偶者	最高 38 万円	最高 33 万円	最大 5 万円
	老人配偶者	最高 48 万円	最高 38 万円	最大 10 万円
扶養控除	一般扶養	38 万円	33 万円	5 万円
	特定扶養	63 万円	45 万円	18 万円
	老人扶養	48 万円	38 万円	10 万円
	同居老親等扶養	58 万円	45 万円	13 万円
障害者控除	普通障害者	27 万円	26 万円	1 万円
	特別障害者	40 万円	30 万円	10 万円
	同居特別障害者	75 万円	53 万円	22 万円
寡婦控除		27 万円	26 万円	1 万円
ひとり親控除	ひとり親が父の場合(※2)	35 万円	30 万円	1 万円
	ひとり親が母の場合	35 万円	30 万円	5 万円
勤労学生控除		27 万円	26 万円	1 万円
基礎控除	合計所得2,400万円以下	48 万円	43 万円	5 万円
	合計所得2,400万円超 2,450万円以下(※3)	32 万円	29 万円	5 万円
	合計所得2,450万円超 2,500万円以下(※3)	16 万円	15 万円	5 万円

- ※ 1 合計所得金額 1,000 万円以下が要件です（合計所得金額 900 万円超から控除額が逡減します。）。
- ※ 2 旧寡夫控除相当の人的控除額の差である 1 万円をそのまま引き継ぎます。
- ※ 3 調整控除に用いる基礎控除の人的控除額の差は、一律 5 万円となります。

【配当控除】

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、証券投資信託の収益の分配などがある場合、法人税との二重課税を調整するため、配当所得の種類ごとに次のページの表の率を乗じて得た額の合計額を、所得割の額から控除します。

要件及び控除額		剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得		特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。）に係る配当所得		一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	
		市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
課税総所得金額などの合計額が 1,000 万円以下の場合		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
課税総所得金額などの合計額が 1,000 万円を超える場合	合計額の 1,000 万円以下の部分	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	合計額の 1,000 万円を超える部分	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

※ 租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係る配当所得については、配当控除の適用はありません。

【外国税額控除】

納税義務者が海外においてその国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課された場合、その所得に更に日本国の所得税や住民税が課されると国際間の二重課税となってしまいます。これを調整するために所得税で控除を行い、所得税で控除しきれない部分があるときには、県民税、市民税の順序で、一定の限度額を所得割額から控除します。

〔所得税の外国税額控除限度額の算出方法〕

$$\text{所得税の外国税額控除限度額} = \frac{\text{その年分の所得税額} \times \text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

〔県民税の外国税額控除限度額の算出方法〕

$$\text{県民税の外国税額控除限度額} = \text{所得税の外国税額控除限度額} \times 6\%$$

〔市民税の外国税額控除限度額の算出方法〕

$$\text{市民税の外国税額控除限度額} = \text{所得税の外国税額控除限度額} \times 24\%$$

【寄附金税額控除】

個人の方が「熊本市ふるさと応援寄附金」など税額控除の対象となる寄附金を支出した場合は、確定申告又は個人住民税の申告を行うことによって、寄附金税額控除の適用を受けることができます。また、確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することで寄附金税額控除の適用を受けることも可能です。

1 控除の対象となる寄附金

- (1) 都道府県、市町村、特別区に対して行う寄附金
- (2) 熊本県共同募金会、日本赤十字社熊本支部への寄附金のうち一定の要件に該当するもの
- (3) 熊本県又は熊本市が条例で指定した団体に対する寄附金

2 控除額の計算

基礎控除額、特例控除額及び申告特例控除額の合計額が、算出された所得割額から控除されます。

- (1) 基礎控除額 アとイのいずれか少ないものをAとし、次の式により算出します。

ア 上記控除の対象となる寄附金 1 (1) ～ (3) の合計額

イ 総所得金額等の合計額の 30%

「 A - 2,000 円 」	×	8%	=	市民税控除額
		2%	=	県民税控除額

※熊本県と熊本市が重複して指定した団体に対して寄附を行う場合、両方が適用され10%の控除率となります。

- (2) 特例控除額（地方公共団体への寄附金（令和元年（2019 年）6 月 1 日以後に支出された寄附金については、総務大臣がふるさと納税の対象として指定した地方団体に対するものに限り、）のみ適用されます。）

控除の対象となる寄附金 - 2,000 円 ×	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合	4 / 5	=	市民税控除額
		1 千円以上 195 万円以下			
		100 分の 85			
		195 万円超 330 万円以下			
		100 分の 80			
		330 万円超 695 万円以下			
		100 分の 70			
		695 万円超 900 万円以下			
		100 分の 67			
	900 万円超 1,800 万円以下	100 分の 57	×	1 / 5	=
	1,800 万円超 4,000 万円以下	100 分の 50			
	4,000 万円超	100 分の 45			
	0 円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額がない場合)	100 分の 90			
	0 円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額がある場合)	地方税法に 定める割合			

※ただし、市民税・県民税控除額はそれぞれ市民税・県民税所得割額（調整控除後）の 20%を上限とします。
また、平成 25 年から令和 19 年（2037 年）まで復興特別所得税（2.1/100）が課税されることに伴い、平成 26 年度から令和 20 年度（2038 年度）までの各年度に限り、復興特別所得税分に対応する率を減ずる調整が行われます。

(3) 申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合に加算されます。）

(2)特例控除額	×	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合	×	4 ／ 5	＝	市 民 税 控 除 額
		1 千円以上 195 万円以下	85 分の 5				
		195 万円超 330 万円以下	80 分の 10				
		330 万円超 695 万円以下	70 分の 20		1 ／ 5	＝	県 民 税 控 除 額
		695 万円超 900 万円以下	67 分の 23				
		900 万円超	57 分の 33				

※平成 25 年から令和 19 年（2037 年）まで復興特別所得税（2.1/100）が課税されることに伴い、平成 26 年度から令和 20 年度（2038 年度）までの各年度に限り、復興特別所得税分に対応する率を減ずる調整が行われます。

【住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）】

所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける者のうち所得税から控除しきれない額があるもの（※ 1）については、翌年度の住民税において、その控除しきれない額を控除することができます（※ 2）。

※ 1 そのうち、平成 21 年から令和 7 年（2025 年）までに入居された方に限ります（平成 19 年及び平成 20 年に入居された方については、住民税では住宅ローン控除が適用されません。）。

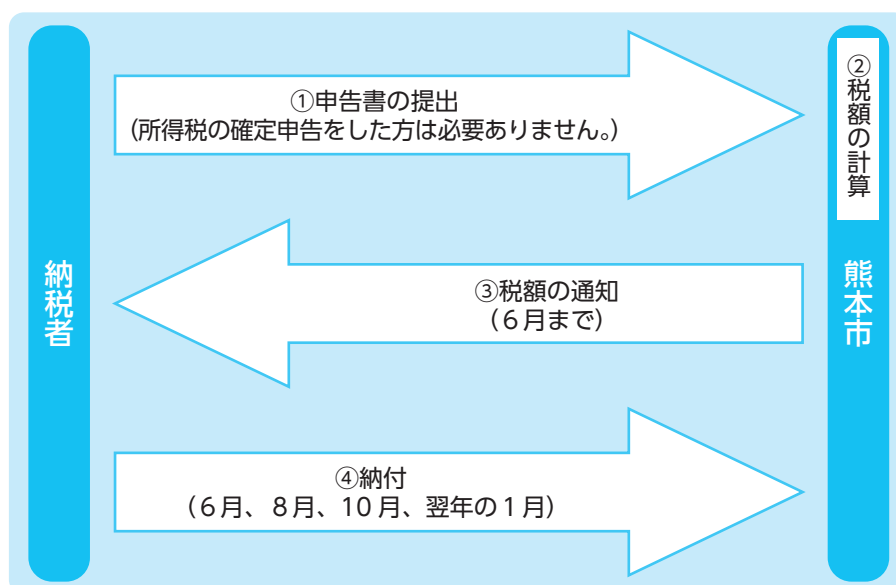
※ 2 控除の限度額や適用年数は、入居日や住宅の種類などによって異なります。

○個人市民税の納税方法

個人市民税の納税方法は、普通徴収と特別徴収の 2 種類があり、いずれかの方法によって納めていただきます。

【普通徴収】

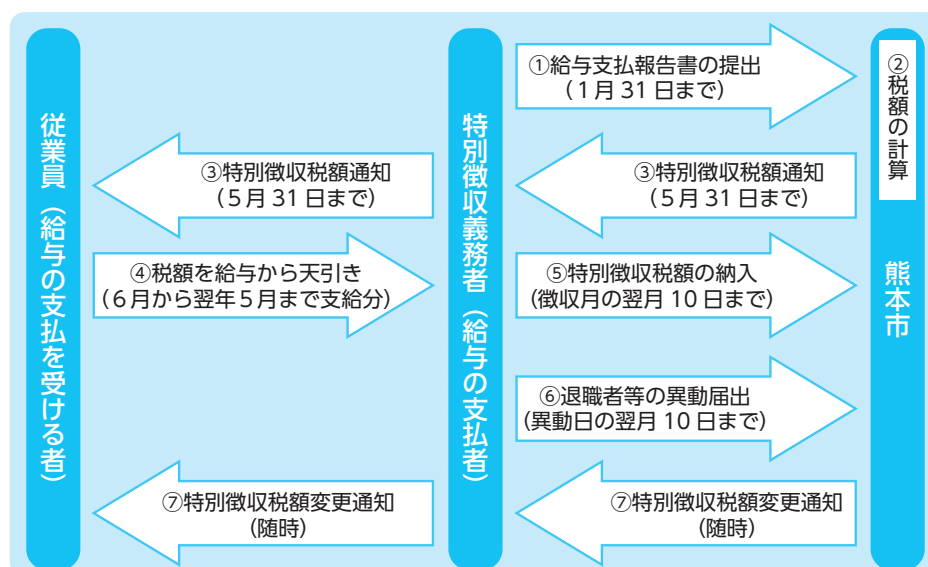
事業所得者などの場合は、市民税課からお送りする納税通知書によって、通常年に 4 回（6 月、8 月、10 月、翌年の 1 月）の納期に分けて納めていただくことになっています。これを普通徴収といいます。



【特別徴収】

【給与からの特別徴収】

給与所得者の場合は、給与の支払者（この方を特別徴収義務者といいます。）が6月から翌年の5月までの毎月の給与から税額を差し引き、これを翌月の10日までに市に納めていただくことになっています。これを給与からの特別徴収といいます。なお、納税義務者には特別徴収義務者を通じて税額決定通知を行います。



【公的年金からの特別徴収】

65歳以上の方の公的年金等に係る住民税は、市から年金保険者に対し、税額決定通知を行い、年金保険者が年金の支払の際にその人の年金から差し引き、これを翌月の10日までに市に納めていただくことになっています。これを公的年金からの特別徴収といいます。

新たに公的年金からの特別徴収の対象となられる方

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額		年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6
納付方法		納付書で納める（普通徴収）		年金からの引き落とし（特別徴収）		

前年度から継続して特別徴収の対象になられている方

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度年税額 の 1 / 6	前年度年税額 の 1 / 6	前年度年税額 の 1 / 6	年税額の 残りの 1 / 3	年税額の 残りの 1 / 3	年税額の 残りの 1 / 3
納付方法	年金からの引き落とし（特別徴収）					

なお、公的年金の所得以外に給与所得、事業所得、不動産所得等がある場合は、その所得に対する税額は、普通徴収又は給与からの特別徴収の方法で納めていただくこととなります。

個人市民税について Q & A

Q 年の途中で市外に引越しをした場合の市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか？

私は令和 8 年（2026 年）3 月に熊本市から市外へ引越しをしましたが、令和 8 年度（2026 年度）分の市民税・県民税・森林環境税はどこに納める必要がありますか？

A 市民税・県民税・森林環境税は賦課期日（毎年1月1日）時点で住所のある市町村で課税されます。したがって、令和8年（2026年）に熊本市から市外へ引越しをされた場合におきましても、令和8年度（2026年度）分の市民税・県民税・森林環境税は熊本市に納めていただくことになります。

Q 年の途中で退職した場合の市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか？

会社を退職しましたが、その後の市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか？

A 毎月の給与から市民税・県民税・森林環境税を特別徴収されていた納税者が、退職により給与の支払を受けなくなった場合には、退職した翌月以降の市民税・県民税・森林環境税は普通徴収の方法で納めていただく必要があります。

ただし、次のような場合には特別徴収の方法により納めていただきます。

- (1) 退職した方が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- (2) 6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残りの市民税・県民税・森林環境税を給与又は退職手当等からまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- (3) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、(1)に該当しない方の場合（この場合、本人の申出がなくとも、給与又は退職手当等から残りの税額が徴収されます。）

Q 妻がパートタイマーで働いた場合、市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか？

私の妻はパートタイマーで働いています。このパート収入によって私の税金は変わるのでしょうか？また、妻自身の税金はどうなりますか？

A 配偶者がパート収入の場合、一年間の収入が123万円以下であれば、配偶者控除を受けることができます。これを超えた場合においても、一年間の収入が201万5,999円以下の場合においては、その収入額によって段階的に配偶者特別控除を受けることができます。
なお、配偶者本人の税額につきましては、配偶者本人が扶養する親族がいない場合、一年間の収入が106万5千円を超えると最低でも均等割額及び森林環境税額が課税されます。

Q 収入がなかった場合でも申告は必要ですか？

私は前年に収入が全くなかったのですが、この場合でも市県民税の申告は必要ですか？

A 前年中に収入が全くなかった方につきましても、市県民税の申告は必要です。
申告をされない場合は、実際の収入が分からないことから、課税データを基に算定する国民健康保険料や介護保険料等の社会保険制度における軽減措置等を受けられない可能性があります。

Q 亡くなった人の市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか？

私の父は令和 8 年（2026 年）3 月に死亡しましたが、父の市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか？

A 市民税・県民税・森林環境税は賦課期日（毎年1月1日）時点で住所を有する個人に課税されることから、令和 8 年（2026 年）3 月にお亡くなりになった場合におきましても、令和 8 年度（2026 年度）分の市民税・県民税・森林環境税は課税されることとなります。
なお、この場合、令和 8 年度（2026 年度）分の市民税・県民税・森林環境税は相続人の方に納めていただくことになります。

Q 保険金の受取と税金の関係は？

満期保険金を受け取ったときの税金はどうなりますか？

A 生命保険の満期保険金につきましては、一時所得として取り扱います。
なお、一時所得金額の算定方法は、次のとおりです。

一時所得金額 = { 満期保険金額 - 必要経費（掛金等） - 特別税額控除（最高 50 万円） } × 1 / 2

■法人市民税

法人市民税は、区内に事務所や事業所、寮等を有する法人や人格のない社団等に課税される税金で、資本金等の額や区内従業者数に応じて負担していただく「均等割」と、法人税額（国税）に応じて負担していただく「法人税割」からなります。

○法人市民税を納めていただく方

納税義務者	納めていただく税額	
	均等割	法人税割
ア 区内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
イ 区内に寮等を有する法人で、区内に事務所又は事業所を有しないもの	○	－
ウ 区内に事務所又は事業所を有し、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人	－	○

- ※1 事務所又は事業所・・・自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。
- ※2 寮等・・・宿泊所・クラブ・保養所・集会所その他これらに類するもので、法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設をいいます。

○税率
【均等割】

政令指定都市の区は1つの市の区域とみなされるため、熊本市の法人市民税の均等割は区ごとに課税されます。

法人等の区分	区内の従業者数の合計	
	50 人以下	50 人超
公共法人、公益法人（均等割を課することができないものの除外）や収益事業を営む人格のない社団等	60,000 円	
資本金等の額が 1 千万円以下の法人	60,000 円	144,000 円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	156,000 円	180,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	192,000 円	480,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	492,000 円	2,100,000 円
資本金等の額が 50 億円を超える法人		3,600,000 円

- ※1 市内の2以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、区ごとに均等割額を計算し、合計したものが当該法人の均等割額となります。
- ※2 資本金等の額・・・一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損補填を行った場合、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額から加減算を行ったものとなります。ただし、この加減算後の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。また、保険業法に規定する相互会社にあつては、政令で定めるところにより算定した純資産額となります。
- ※3 従業者数・・・区内にある事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数です。

【法人税割】

課税標準となる法人税額に8.4%を乗じて得た額です。

○申告と納付方法

法人市民税では、事業年度ごとに、自ら確定申告や仮決算による中間申告又は予定申告を行い、申告した税額を納付書によって納めていただくこととなっています。

種 類		申告・納付期間	法人税割	均等割（※）
中間申告	予定申告	事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内	前事業年度の確定法人税割額×6÷前事業年度の月数で計算した額	年税額×事業所開設月数÷12で計算した額
	仮決算による中間申告		事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した法人税額をもとに計算した額	
確定申告		事業年度終了の日の翌日から二月以内(原則)	確定法人税割額－中間申告納付額	年税額－中間申告納付額

※市内の2以上の区に事務所又は事業所を有する場合は、区ごとに算出した額を合計します。

公共法人、公益法人等、協同組合等、事業年度が六月以下の法人、前事業年度の確定法人税額が20万円以下の法人、市内に寮等のみを有する法人等は、中間（予定）申告を行う必要はありません。

○法人の設立・異動

市内に事業所等を新たに設立（設置）した場合や既に設立している事業所等の移転、資本金の変更など、法人に関しての変更が生じた場合は、次の届出書等の提出が必要となります。

区 分	提出していただく届出書	必要となる添付書類
事務所等を設立（設置）した場合	法人設立・設置申告書	設立の登記簿謄本、定款等
法人の内容に変更が生じた場合	法人等の異動届出書	変更内容の確認ができる登記簿謄本、定款等

法人市民税について Q & A

Q 法人市民税の申告書・届出書が欲しい。

- A 熊本市の「各種申告書（確定申告書等）」、「法人（設立・設置）申告書」、「法人等の異動届出書」は、次の方法で手に入れることができます。
- ・市民税課窓口又は郵送請求
 - ・熊本市ホームページからダウンロード
トップ>右上の「さがす」をクリック>キーワード、IDに「申告書等ダウンロード」と入力しをクリック>法人市民税 申告書等ダウンロード

Q 新しく法人を設立した場合、どのような手続が必要ですか？

- A 新しく法人を設立した場合は、次の手続が必要です。
- (1) 設立の登記
 - ・所轄の法務局で設立の登記を行ってください。登記終了後、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を1部取得してください。
 - (2) 法人（設立・設置）申告書の提出
 - ・定款の写し
 - ・設立の登記簿謄本の写し
 - ・特定非営利活動法人設立の場合は、所轄庁の認証を表すものの写し
- 提出先
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 市民税課 法人課税班
※法人（設立・設置）申告書の受付は、各税務室でも行っています。
- <注意事項>
- ・「控用」に受付印が必要な場合は、「控用」の提出をお願いします。郵送される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
 - ・「控用」をご自分で保管される場合は、「控用」を提出される必要はありません。

Q 法人を休業する場合、どのような手続が必要ですか？

- A 熊本市に登記上の本店がある場合において、事務所等を閉鎖し、法人としての活動を一切行わないが、解散の登記を行わない場合には、法人の休業の手続をお願いします。ただし、法人の活動を再開する際には、必ず再開の届出をお願いします。
- ※休業の手続をされた法人にも確定申告書を発送しておりますので、確定申告書が不要な場合はご連絡ください。

Q 法人を廃業する場合、どのような手続が必要ですか？

- A 法人を廃業する場合は、次の手続が必要です。
- (1) 解散の登記
 - ・所轄の法務局で解散の登記を行ってください。登記終了後、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を1部取得してください。
 - (2) 法人等の異動届出書の提出
 - ・添付書類として登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写しが必要です。
 - (3) 法人市民税の確定申告書（みなし事業年度分）の提出・納付
 - ・解散した場合には、解散の日の翌日から二月以内に確定申告書の提出・税額の納付が必要です。

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して、固定資産といいます。）を所有している方に、その固定資産の評価額に応じた税額を負担していただく税金です。

なお、固定資産を複数所有されている場合は、これらを区ごとに合算して税額を算定します。

○固定資産税の納税義務者

その年の1月1日現在、区内にある土地、家屋、償却資産の所有者です。

※所有者…次に掲げる者をいいます。ただし、土地又は家屋については、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいいます。

- 1 土地 登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者
- 2 家屋 登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者
- 3 償却資産 償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

○課税の対象となる固定資産

- 1 土地 田、畑、宅地、山林、池沼、鉱泉地、牧場、原野その他の土地
- 2 家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物
- 3 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産

○税額の基礎となる評価額について

土地及び家屋の価格は、総務大臣の定める固定資産評価基準に基づき、原則として3年ごとに評価を行います。最初の年度を**基準年度**として、その年度に評価したものを固定資産課税台帳に登録し、第2～3年度においては、新たに評価を行わないでその基準年度の価格がそのまま据え置かれる制度となっています。なお、償却資産の評価は、据置制度を採っていないため毎年行います。

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となりますが、課税標準の特例措置が適用される場合や税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の価格が課税標準額となります。

○税率、免税点、納期

【税率】

課税標準額の100分の1.4

【免税点】

1人の者が一の区の区域内に所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準となるべき額の合計額が次の額未満の場合には、課税されません。

土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円

※令和9年度分以降、家屋は30万円、償却資産は180万円に免税点が引き上げられます。

【納期】

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限月	5月	7月	9月	12月

※固定資産税額と都市計画税額との合計額が3,900円以下の金額である場合は、第1期で全額徴収します。

■土地に対する課税

○評価の仕組み

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目	その年の1月1日（賦課期日）時点での現況の地目によります。 田、畑、宅地、山林、池沼、鉱泉地、牧場、原野、雑種地があります。
地積	原則として登記簿に登記されている地積によります。
評価額	宅地の場合、地価公示価格や不動産鑑定士による鑑定評価額を基礎として付設した路線価を基に算定します。
課税標準額	決定された評価額を基に課税標準額を算定します。原則として評価額が課税標準額となりますが、住宅用地のように課税標準の特例が適用される場合や負担調整措置が適用される場合には、適用後の額が課税標準額となります。

【宅地評価の仕組み】

1 用途地区の区分	宅地の利用状況に基づいて、商業地区、住宅地区など（用途地区）に区分する。
2 状況類似地域の区分	街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他宅地の利用上の便等からみて相当に相違する地域（状況類似地域）ごとに区分する。
3 主要な街路の選定	状況類似地域内において、価格や街路の状況が標準的で地域を代表するような街路を主要な街路として選定する。
4 標準宅地の選定	主要な街路に沿接する宅地の中から、奥行、間口、形状等が標準的な宅地を選定する。
5 標準宅地の適正な時価の評定	地価公示価格や不動産鑑定価格等の7割を目途に、標準宅地の適正な時価を評定する。
6 主要な街路の路線価の付設	標準宅地の適正な時価に基づき、主要な街路の路線価を付設する。 ※路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことで、その街路に沿接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格を表しています。
7 その他の街路の路線価の付設	主要な街路の路線価を基礎として、街路の状況や宅地利用上の利便性等を総合的に考慮し、その他の街路の路線価を付設する。
8 各筆の評価	付設した路線価を基礎として、各筆の形状等に応じて補正を行い、評価額を決定する。

【住宅用地に対する課税標準の特例について】

住宅用地（居住の用に供する家屋の敷地）は、課税標準について特例措置が設けられています。

区分	特例率
小規模住宅用地（住宅用地のうち一戸当たり200㎡以下の部分）	価格の6分の1
一般住宅用地（200㎡を超え、家屋延床面積の10倍まで）	価格の3分の1

【負担調整措置について】

農地や宅地等の固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも、それによって発生する税負担の上昇を緩やかなものとするための調整措置が講じられています。

土地に係る固定資産税の負担調整の仕組み一覧

		負担の割合（負担水準）の求め方	令和 8 年度（2026 年度）の課税標準額の求め方							
宅地等	住宅用地	<div><div>前年度の課税標準額</div><div>今年度の評価額×特例率</div></div> <p>※評価額に次の特例率を乗じます。</p> <div><div>小規模住宅用地</div><div>1/6</div></div> <div><div>一般住宅用地</div><div>1/3</div></div>	<div><div>(1) 負担水準が1.0以上の場合</div><div>令和8年度（2026年度）の評価額×特例率</div></div> <div><div>(2) 負担水準が1.0未満の場合</div><div>令和7年度（2025年度）の課税標準額+令和8年度（2026年度）の評価額×特例率×5%</div></div> <p>※ただし、(2)の計算式により求めた額が令和8年度（2026年度）の評価額×特例率の100%を上回る場合は令和8年度（2026年度）の評価額×特例率、20%を下回る場合は令和8年度（2026年度）の評価額×特例率×20%</p>							
	商業地等	<div><div>前年度の課税標準額</div><div>今年度の評価額</div></div>	<div><div>(1) 負担水準が0.7超の場合</div><div>令和8年度（2026年度）の評価額×0.7</div></div> <div><div>(2) 負担水準が0.6以上0.7以下の場合</div><div>令和7年度（2025年度）の課税標準額</div></div> <div><div>(3) 負担水準が0.6未満の場合</div><div>令和7年度（2025年度）の課税標準額+令和8年度（2026年度）の評価額×5%</div></div> <p>※ただし、(3)の計算式により求めた額が令和8年度（2026年度）の評価額の60%を上回る場合は令和8年度（2026年度）の評価額×60%、20%を下回る場合は令和8年度（2026年度）の評価額×20%</p>							
農地	（一般農地及び市街化区域農地）	<div><div>前年度の課税標準額</div><div>今年度の評価額</div></div> <p>※市街化区域農地については、評価額に特例率1/3を乗じます。</p>	令和7年度（2025年度）の課税標準額×負担調整率〔負担調整率表〕							
			<table><tr><th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr><tr><td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr><tr><td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr><tr><td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr><tr><td>0.7未満のもの</td><td>1.10</td></tr></table> <p>※ただし、市街化区域農地については、上記の計算式により求めた額が次の計算式により求めた額を上回る場合は、当該額 令和8年度（2026年度）の評価額×1/3</p>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの
負担水準の区分	負担調整率									
0.9以上のもの	1.025									
0.8以上0.9未満のもの	1.05									
0.7以上0.8未満のもの	1.075									
0.7未満のもの	1.10									

■家屋に対する課税

○評価の仕組み

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基礎に評価を行います。

【新築・増築家屋の評価】

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}}$$

再 建 築 価 格・・・評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において、その場所に建築するとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率・・・家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価を表したものです。

【新築・増築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価】

在来分家屋については、3年ごとの基準年度に評価額の見直し（評価替え）を行います（次回の基準年度は、令和9年度（2027年度）です。）。

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{基準年度の前年度の再建築価格}} \times \boxed{\text{再建築費評点補正率}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}}$$

再建築費評点補正率・・・前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動を反映した値として固定資産評価基準で定められています。

上記により算出された評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれます（床面積の変動等がある場合は、これらを考慮した評価額となります。）。

○税額の特例措置について －減額措置適用条件等の詳細は、固定資産税課にお問合せください。－

【新築された住宅に対する固定資産税の減額措置】

新築された住宅が次の要件を満たす場合、居住部分（居住部分が120㎡を超える場合は、120㎡分に相当する部分）に対する固定資産税額の2分の1が減額されます。

〔減額措置の要件〕

専用住宅、共同住宅及び併用住宅（居住部分の床面積の割合が2分の1以上のもの）であり、居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること（ただし、令和8年度3月31日までの新築の場合50㎡（アパートなど一戸建以外の賃貸住宅は、一区画につき40㎡）以上280㎡以下であること。）。

〔減額される期間〕

一 般 住 宅・・・・・・・・新築後3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等の場合は5年度分）

長期優良住宅・・・・・・・・新築後5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等の場合は7年度分）

※長期優良住宅としての減額の適用を受けるためには、固定資産税課へ申告が必要です。

【住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置】

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、令和13年（2031年）3月31日までに現行の耐震基準に適合する改修工事（工事費が50万円を超えるもの）を完了し、工事完了日から三月以内に必要書類を添付して申告がなされた場合は、居住部分（120㎡相当分を上限とする。）について、工事完了年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、税額の2分の1（長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2）が減額されます。

【住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置】

新築から10年以上を経過した65歳以上の方等が居住する住宅（賃貸住宅を除く。）について、令和13年（2031年）3月31日までに改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下の一定のバリアフリー改修工事（※）を完了し、工事完了日から三月以内に必要書類を添付して申告がなされた場合は、居住部分（100㎡相当分を上限とする。）について、工事完了年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、税額の3分の1が減額されます。（ただし、令和8年3月31日までの改修の場合、50㎡以上280㎡以下であること。）

※補助金等の額を除いた工事費の自己負担額が50万円を超えるもの

【住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額措置】

平成26年4月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く。）のうち、登記簿表示上で床面積が40㎡以上240㎡以下の家屋について、令和13年（2031年）3月31日までに一定の省エネ改修工事（※）を完了し、工事完了日から三月以内に必要書類を添付して申告がなされた場合は、居住部分（120㎡相当分を上限とする。）について、工事完了年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、税額の3分の1（長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2）が減額されます。

（ただし、令和8年3月31日までの改修の場合、50㎡以上280㎡以下であること。）

なお店舗等併用家屋の場合には、床面積の2分の1以上が居住用であることも要件です。

※補助金等の額を除いた工事費の自己負担額が60万円を超えるもの

【耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置】

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋について、令和11年（2029年）3月31日までに政府の補助を受けて改修工事（一定の耐震基準に適合することが証明されたもの）を完了し、工事完了日から三月以内に必要書類を添付して申告がなされた場合は、工事完了年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分及びその翌年度分の固定資産税に限り、税額の2分の1（工事費の2.5%を上限とする。）が減額されます。

【長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置】

新築から20年以上を経過したマンション（区分所有家屋の数が10戸以上であるなど、一定の要件に該当するもの）について、令和5年（2023年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までに長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を完了し、工事完了日から三月以内に必要書類を添付して当該マンションに係る区分所有家屋の所有者又はマンション管理組合の管理者等から申告がなされた場合は、当該区分所有家屋の居住部分（一戸当たり100㎡相当分を上限とする。）について、工事完了年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、税額の3分の1が減額されます。

区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められるときは、減額措置の適用を受けることができます。

■償却資産に対する課税

償却資産とは、会社や個人で工場や商店等の経営や、農業、漁業、酪農、畜産業等を営まれている方が、その事業のために用いることができる資産（構築物、機械、器具・備品、船舶など）をいい、固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として評価します。

○評価の仕組み

その年の1月1日現在に所有している償却資産について、資産ごとに取得年月、取得価額、耐用年数に基づき評価額を算出します。

前年中に取得した資産	評価額 = 取得価額 × (1 - R × 1/2)
前年より前に取得した資産	評価額 = 前年度の評価額 × (1 - R)

R : 耐用年数に応じた減価率

1 - R : 減価残存率

※評価額が（取得価額 × 5 %）よりも小さい場合は、（取得価額 × 5 %）により求めた額を評価額とします。

○国税の取扱いとの比較

項 目	国税の取扱い (法人税法・所得税法)	地方税の取扱い 償却資産（固定資産税）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	固定資産税定率法（旧定率法）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費 (資本的支出)	原則区分評価	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

固定資産税について Q & A

Q 土地、家屋の所有者が亡くなったときは？

家屋の所有者が亡くなりましたが、何かしなければならぬ手続はありますか？

A 土地又は家屋の所有者がお亡くなりになった場合は、次のとおり申告をしてください（ただし、法務局で相続登記の手続をされた場合は、申告の必要はありません。）。

詳しくは、固定資産税課にお問合せください。

○申告が必要な方

現所有者（当該土地又は家屋を現に所有している方（相続人など）をいいます。）

○申告方法

固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届に必要な書類（戸籍謄本など）を添えて、固定資産税課に提出

○申告期限

現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日

Q 売買をした土地、家屋の固定資産税は？

私は令和 8 年（2026 年）3 月に土地の売買契約を締結し、同年 5 月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和 8 年度（2026 年度）の固定資産税はどうなりますか？

A あなた様に納めていただきます。

固定資産税は、賦課期日（毎年 1 月 1 日）現在における土地、家屋、償却資産の所有者（P29 参照）が納税義務者となります。したがって、1 月 2 日以降に所有者の変更があっても、その年度の納税義務者に変更はありません。

Q 未登記家屋の所有者変更は？

登記簿に登記されていない家屋を相続しました。納税義務者の変更の手続はどのようにすればいいですか？

A 未登記家屋の納税義務者を変更するには、未登記家屋名義変更届の提出が必要となります。

詳しくは、固定資産税課にお問合せください。

Q 家屋の固定資産税が急に高くなったのですが？

私は令和 4 年（2022 年）2 月に木造 2 階建て家屋を新築し、令和 5 年度（2023 年度）から家屋の固定資産税を納めていましたが、令和 8 年度（2026 年度）から税額が急に高くなりました。なぜですか？

A 新築の家屋に対しては、一定の要件を満たす場合、3 年間（3 階建て以上の中高層耐火住宅等は 5 年間となります。）固定資産税が減額されます。その期間が終了したため、減額がなくなり税額が増加したのです。詳しくは、P32「新築された住宅に対する固定資産税の減額措置」をご参照ください。

Q 家屋を取り壊した場合の手続は？

私は令和 8 年（2026 年）2 月に家屋を取り壊しました。どのような手続を行えばいいですか？

また、その場合の固定資産税はどうなりますか？

A 登記家屋の場合は、法務局で滅失登記の手続を行ってください。未登記家屋の場合は、解家届を提出していただくことになります。なお、家屋を取り壊されても賦課期日（毎年 1 月 1 日）時点で家屋が存在していれば、固定資産税は課税されます。

詳しくは、固定資産税課にお問合せください。

軽自動車税

○納めていただく方

毎年4月1日（賦課期日）現在において、市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者（割賦（所有権留保付）販売がなされている場合は、買主が所有者とみなされます。）です。

自動車税と異なり、軽自動車税には月割制度がありません。したがって、4月2日以降に当該軽自動車等の廃車や譲渡をされた場合も、その年度分の軽自動車税は全額納めていただく必要があります。

○税額について

【二輪車・小型特殊自動車等】

車 種	区 分		税 率
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車（電動キックボード）（※1）		2,000 円
	50cc以下（ミニカー（※2）を除く。）又は0.6kw以下		2,000 円
	50cc を超え 125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下（新基準原付）		2,000 円
	50cc を超え 90cc 以下又は 0.8kw 以下		2,000 円
	90cc を超え 125cc 以下又は 1.0kw 以下		2,400 円
	ミニカー（※2）		3,700 円
軽自動車	二輪	125cc を超え 250cc 以下	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの		3,600 円
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	コンバイン、トラクターなど	2,400 円
	その他	フォークリフト、ショベルローダーなど	5,900 円

※1 「特定小型原動機付自転車（電動キックボード）」とは、原動機付自転車のうち次の要件をすべて満たすものをいいます。

（定格出力0.6kW以下・長さ1.9m以下・幅0.6m以下・最高速度20km/h以下）

※2 「ミニカー」とは、排気量が20ccを超え50cc以下の三輪以上の原動機付自転車で、車室を備えるもの又は輪距が0.5mを超えるものをいいます。

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

車種	区 分			税 率		
				平成 27 年 3 月 31 日までに 最初の新規検査をした車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に 最初の新規検査をした車両	重課税率
軽自動車	三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

- ※ 1 最初の新規検査とは、新規検査（新車）のことをいい、これを受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。
- ※ 2 重課税率とは、新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車に適用される税率です。ただし、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車には、重課税率は適用されません。
- ※ 3 四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

【グリーン化特例（軽課）について】

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までの間に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）で、次の基準を満たす車両について、当該新規検査を受けた日の属する年度の翌年度分のみ軽減されます。

車 種	区 分			税 率	
				電気軽自動車、天然ガス軽自動車 (※ 1)	ガソリン車・ハイブリッド車 (※ 2)
					令和 12 年度（2030 年度）燃費基準 90% 達成＋令和 2 年度（2020 年度）燃費基準 達成のもの
軽自動車	三輪			1,000 円	2,000 円 (※ 3)
	四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円
			自家用	2,700 円	適用なし
		貨物	営業用	1,000 円	適用なし
			自家用	1,300 円	適用なし

- ※ 1 天然ガス自動車は、平成 21 年排出ガス基準から NOx 10% 低減達成のもの又は平成 30 年排出ガス規制に適合するものに限ります。
- ※ 2 ガソリン車・ハイブリッド車は、平成 17 年排出ガス基準から NOx 75% 低減達成(★★★★)のもの又は平成 30 年排出ガス基準から NOx 50% 低減達成(★★★★)のものに限ります。また、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日に新規検査を受けたものに限ります。
- ※ 3 乗用営業用車に限ります。

○申告について

軽自動車等の所有者の確認は、申告に基づいて行います。新たに軽自動車等の所有者になった場合は 15 日以内に、廃車や譲渡（売却を含む。）をしたなどの場合は 30 日以内に、次のとおり申告してください。

【原動機付自転車（125cc以下のバイク、ミニカー）及び小型特殊自動車】

申告事由に応じた必要書類等（申告に必要なもの。次の表のとおり）、車台番号が確認できるもの及び身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をご準備の上、市民税課、各税務室又は各総合出張所で申告してください。

申告事由		申告に必要なもの
新規	販売店等から購入	購入したことを証する書類
	人から譲渡	譲渡を証する書類及び前市区町村のナンバープレート
	市外からの転入（市外で廃車済みの場合）	前市区町村の廃車証明書
	市外からの転入（市外のナンバープレート付きの場合）	前市区町村のナンバープレート
変更	市内の人に譲渡し、又は市内の人から譲渡された場合	譲渡を証する書類
	市外の人から譲渡（市外で廃車済みの場合）	譲渡を証する書類及び前市区町村の廃車証明書
	市外の人から譲渡（市外のナンバープレート付きの場合）	譲渡を証する書類及び前市区町村のナンバープレート
廃車	市外へ転出	ナンバープレート
	解体等により使用できない状態に至った場合	ナンバープレート及び使用できない状態に至った日付がわかる書類
	盗難に遭い、又は紛失した場合	届け出た警察署名及び日付並びに当該届出の受理番号

※新たにナンバープレートを取得するための費用は不要ですが、再交付を受けるときは100円の納付が必要です。

前記以外の軽自動車等の申告場所は、次の表のとおりです。

車 種	申告場所
二輪の軽自動車 (125cc を超え 250cc 以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250cc を超えるバイク)	九州運輸局熊本運輸支局 〒 862-0901 熊本市東区東町 4 丁目 14 番 35 号 電話 050-5540-2086
三輪以上の軽自動車 (660cc 以下)	軽自動車検査協会熊本事務所 〒 862-0902 熊本市東区東本町 16 番 3 号 電話 050-3816-1758

○納税の方法

毎年5月上旬頃にお送りする納税通知書により、5月31日（5月31日が土曜日又は日曜日に当たるときは、翌月曜日）までに納めてください。

軽自動車税について Q & A

Q 年度途中で原付バイクを譲渡した場合の軽自動車税は？

私は今年の4月中旬に原付バイクを友人に譲りましたが、しばらくして私宛てに軽自動車税の納税通知書が届きました。私が納めなければならないのでしょうか？

A 軽自動車税は賦課期日（4月1日）時点において軽自動車等を所有する方に課税されます。したがって、4月中旬に原付バイクを他人にお譲りになった場合でも、賦課期日時点での所有者であるあなた様に課税することになります。

また、自動車税と異なり、軽自動車税には月割制度がないことから、年度の途中で軽自動車等の廃車や譲渡をした場合でも、還付等はございません。

Q 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた乗用自家用の軽自動車で、その新規検査から13年を経過した車両を所有しているのですが、軽自動車税の税額はいくらになりますか？

A 新規検査から13年を経過するまでの税額は7,200円ですが、新規検査から13年を経過した場合は、現行の乗用自家用の軽自動車の税額10,800円に対しておおむね20%の経年重課が適用され、税額は12,900円となります。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数を課税標準として、卸売販売業者等に課される税です。

たばこの小売価格には市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担するのはたばこを購入した消費者になります。

○納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

○税率

1,000本につき6,552円

○申告と納付の方法

納税義務者が毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、その申告した税額を納付していただくことになります。

○加熱式たばこの課税方式の見直しについて

加熱式たばこは、現在は重量及び価格により紙巻きたばこの本数に換算していますが、見直しにより、重量を基礎として換算する方式に変更されます。

また、一定の重量以下の製品については、1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとなります。なお、この見直しは令和8年4月及び同年10月から段階的に実施されます。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉利用施設）における入湯に対して課される目的税で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることとされています。

○納税義務者

鉱泉浴場（温泉等）の入湯客

○税率

入湯客1人1日当たり150円

○課税免除

- ・年齢12歳未満の者が入湯する場合
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する場合
- ・学校（大学を除く。）の行事として行われる修学旅行に参加する者が入湯する場合
- ・日帰り客専用で、利用料金（食事代やマッサージ代なども含まれます。）が1,500円（税抜き）以下の施設に入湯する場合
- ・地域住民の福祉の向上のため、地方公共団体等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する場合

○申告と納入の方法

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）が、鉱泉浴場に入湯する客から入浴料と併せて入湯税を徴収し（これを特別徴収といいます。）、毎月の入湯税額を翌月15日までに申告し、その申告した税額を納入していただくことになります。

宿泊税

宿泊税は、熊本市内の宿泊施設における宿泊行為に対して課される目的税で、観光振興を図る施策に要する費用に充ててことを目的としています。

○納税義務者

宿泊施設（旅館・ホテル・簡易宿所及び民泊等）の宿泊者
※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

○税率

宿泊者1人1泊当たり200円

※宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金が発生する場合は課税対象となります。

※令和8年7月1日のチェックインから宿泊税が課税されます。連泊の場合は令和8年7月1日宿泊分から宿泊税が課税されます。

※令和8年7月1日より前に予約があった場合でも、宿泊税が課税されます。

○免税点・課税免除

免税点や課税免除の規定は設けていません。

ただし、外国大使等の任務に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

○申告と納入の方法

宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）が、宿泊施設において宿泊者から宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し（これを特別徴収といいます。）、毎月の宿泊税額を翌月末日までに申告し、その申告した税額を納めることになります。

○申告と納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

- ・宿泊のあった月（3、4、5月分）・・・・・・申告納入期限：6月末日
- ・宿泊のあった月（6、7、8月分）・・・・・・申告納入期限：9月末日
- ・宿泊のあった月（9、10、11月分）・・・・申告納入期限：12月末日
- ・宿泊のあった月（12、1、2月分）・・・・・・申告納入期限：3月末日

事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てられるための目的税で、市内の事業所等で法人や個人が行う事業に対して課される税です。事業所税は、事業所等の床面積を対象とする「資産割」と従業者の給与総額を対象とする「従業者割」とに分けられています。

○納税義務者

市内において、事業所等（事務所、店舗、工場など）を設けて事業を行う法人又は個人

○税額の計算

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 標 準	課税標準の算定期間（法人にあっては事業年度、個人にあってはその年の1月1日から12月31日までの期間）の末日現在における事業所床面積	課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額
税額の算出方法	事業所床面積（㎡）× 600 円（税率）	従業者給与総額（円）× 0.25%（税率）
免 税 点 （※ 1 ～ ※ 3）	市内の事業所床面積の合計が 1,000㎡以下であるときは課税されません。	市内の事業所等の従業者数の合計が 100人以下であるときは課税されません。
納 税 の 方 法	納税義務者が課税標準額や税額などを申告し、納付することになっています。	
申告納付期限	法人・・・・・・事業年度終了の日から二月以内 個人・・・・・・翌年の3月15日まで	

- ※1 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に行い、いずれかが免税点を超える場合は、その超えた一方のみ課税されます。
- ※2 特殊関係者（親族その他特殊の関係にある個人又は同族会社等）と同一の家屋内で事業が行われている場合、当該家屋内の特殊関係者の事業所等も合算して免税点の判定を行います。
- ※3 免税点以下でも、前事業年度に納付すべき額があった場合又は事業所床面積の合計が800㎡を超える場合若しくは従業者数の合計が80人を超える場合には、申告の必要があります。

事業所税について Q & A

Q 福利厚生施設であれば事業所床面積に含まれないと聞きましたが、具体的にはどのようなものが福利厚生施設とみなされますか？

A 福利厚生施設とは、一般的には、食堂、娯楽休憩室など、事業主が従業員の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で、直接事業の用に供されていないものです。
したがって、更衣室、仮眠室、浴場、喫煙室、宿泊室等であっても当該施設が業務用施設とみなされる場合は、福利厚生施設としては取り扱われません。

都市計画税

都市計画税は、下水道、公園緑地、道路などの都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。

○納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在、都市計画法による市街化区域内に所在する土地又は家屋の所有者
※当該土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者（P 28参照）と同じ方です。

○税率

課税標準額の100分の0.3

○納付について

固定資産税と併せて納期限までに納付してください。

都市計画税について Q & A

Q 都市計画税は、都市計画事業に要する費用に使われるとのことですが、具体的にはどのようなものに使われますか？

A 次に掲げるような「都市計画施設」の整備に関する事業に使われます。

- 1 交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等）
- 2 公共空地（公園、緑地、広場、墓園等）
- 3 上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設等

第5章 市税の納付等

市税の納付場所

市税は、定められた期日までに次の場所で納めてください。

1 全国の本店、支店及び出張所で納められるところ

銀 行	肥 後 銀 行 十 八 親 和 銀 行 宮 崎 銀 行 長 崎 銀 行 み ず ほ 銀 行	北 九 州 銀 行 鹿 児 島 銀 行 西 日 本 シ テ ィ 銀 行 豊 和 銀 行 三 井 住 友 銀 行	福 岡 銀 行 大 分 銀 行 熊 本 銀 行 南 日 本 銀 行
信 用 金 庫	熊 本 信 用 金 庫	熊 本 第 一 信 用 金 庫	熊 本 中 央 信 用 金 庫
農 業 協 同 組 合	熊 本 市 農 業 協 同 組 合	熊 本 宇 城 農 業 協 同 組 合	鹿 本 農 業 協 同 組 合
信 用 組 合	熊 本 県 信 用 組 合	横 浜 幸 銀 信 用 組 合 (熊本市内の支店に限る)	
そ の 他	九 州 労 働 金 庫		

2 ゆうちょ銀行の各店舗及び郵便局

3 次のコンビニエンスストア等の各店舗

セブン・イレブン	ローソン	ファミリーマート
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア	ニューヤマザキデイリーストア
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	ミニストップ	ポプラ
生活彩家	くらしハウス	スリーエイト
セイコーマート	ハマナスクラブ	MMK 設置店

※ 1 MMK設置店とは、MMK端末（公共料金収納端末）が設置され、店頭において「公共料金収納取扱窓口」の表示のある店舗をいいます。

※ 2 次の納付書は、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。

- (1) バーコードがない納付書
- (2) バーコードが読み取れない納付書
- (3) 一枚の金額が 30 万円を超える納付書
- (4) 金額を訂正した納付書
- (5) 納期限又は取扱期限を過ぎた納付書

4 納税課、各税務室、各総合出張所

5 全国の地方税統一 QR コード対応金融機関

※納付書に地方税統一 QR コード（eL-QR）が印刷されている場合に限りです。

○送金について

現金書留、小切手、為替により送金される場合は、年度、税目、通知書番号、期別、税額、昼間連絡の取れる電話番号をご記入の上、納税課宛てにご送付ください。

※小切手および手形（為替手形・約束手形）による送金は、令和 8 年 9 月25日までに納税課へ到着したものに限り受け付けます。詳しくは納税課までお問い合わせください。

地方税お支払サイトでの納付

地方税お支払サイトにアクセスし、納付書表面の「地方税統一 QR コード (eL-QR)」を読み取った後、下記の支払方法で納付できます。

- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・口座振替（ダイレクト方式） ※ eLTAX 利用者 ID の取得が必要
- ・Pay-easy（ペイジー）

○地方税お支払サイトへのアクセス方法

- ▼ 検索エンジンからのアクセス
「地方税お支払サイト」で検索
- ▼ ホームページ URL
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>
- ▼ QR コードでアクセス
右記 QR コードを読み取り
アクセスしてください。



クレジット納付

スマートフォン、タブレット等で「地方税お支払サイト」から24時間納付が可能です。

○納付できる税目

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）／固定資産税・都市計画税／軽自動車税

○納付に必要なもの

「地方税統一 QR コード (eL-QR) が印字されたお手持ちの納付書」及び「下記ロゴマークのあるクレジットカード」



- ・ VISA ・ MasterCard ・ JCB
- ・ AmericanExpress
- ・ DinersClub

○ご利用方法

納税通知書（納付書）とクレジットカードを手元に用意し、スマートフォン、タブレット端末等から「地方税お支払サイト」にアクセスし、注意事項をご確認の上、納付手続きを行ってください。

※窓口や金融機関、コンビニエンスストア等でのクレジットカードによる納付はできません。

○納付可能期間

各納付書に記載されている「納期限」、「納付期限」又は「取扱期限」まで

※期限日当日の23:30をもって受付を終了します。

○システム利用料金について

納付金額に応じて、納付手続1件当たり下記のとおりシステム利用料が発生します。

※システム利用料は熊本市の収入ではありません。

※重複納付など理由の如何を問わず、納付の際に負担されたシステム利用料はお返しできません。

納付金額	システム利用料（税込）
1 円～ 10,000 円	40 円
10,001 円～ 20,000 円	123 円
20,001 円～ 30,000 円	205 円
30,001 円～ 40,000 円	288 円
40,001 円～ 50,000 円	370 円
以降、納付金額が 10,000 円増えるごとに 82 円又は 83 円のシステム利用料（税込）が加算されます。	

スマホ決済アプリ納付

地方税統一 QR コード（eL - QR）付きの納付書でスマートフォン、タブレット等により24時間納付が可能です。

○ご利用方法

納税通知書（納付書）を手元に用意し、ご希望のスマホ決済アプリ画面を起動させ、納付書の QR コードを読み取り、納付手続を行ってください。

※窓口や金融機関でのスマホ決済アプリによる納付はできません。

※利用できないスマホ決済アプリもございます。ご了承ください。

○納付可能期間

各納付書に記載されている「納期限」、「納付期限」又は「取扱期限」まで

口座振替・自動払込み

口座振替・自動払込みとは、納税者が指定された預貯金口座から、金融機関が納期ごとに自動的に引き落とし、納付を済ませる制度で、この制度を利用されますと納税の手間が省けてお忙しい方や留守がちな方には特に便利です。また、第1期分の納期限に全期分の税額（年税額）を一括して引き落とす「全期前納制度」も開始しています。一度手続を行うと、翌年以降も自動的に更新されます。

○口座振替・自動払込みができる税目

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）／固定資産税・都市計画税／軽自動車税

○お申込み方法

熊本市内の金融機関の窓口にて用意してある「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印の上、直接金融機関にお申込みください。期別振替から全期前納への変更の場合も、改め

てお申込みが必要となります。

お持ちいただくものは「**納税通知書**」「**預貯金通帳**」「**通帳届出印**」です。

なお、市外の金融機関の窓口でお手続をされる場合は、「**口座振替依頼書**」をお送りしますので、お手数ですが納税課（096- 328- 2204）までご連絡ください。

○ Web 口座振替受付サービスについて

インターネット（Web）を使って、スマートフォンやパソコンから各税目の口座振替（自動払込み）の申込みができます。利用できる金融機関や利用方法等については、熊本市ホームページをご覧ください。か、納税課（096- 328- 2204）にお問合せください。



「Web 口座振替受付サービス」



口座振替・自動払込みについて Q & A

Q 市税（森林環境税（国税）を含みます。以下この「**口座振替・自動払込みについて Q&A**」において同じです。）の口座振替の申込期限はいつですか？

A 各税目・期別の申込期限は次のとおりです。

○全期前納

税 目	令和 8 年度（2026 年度） 申込期限	令和 8 年度（2026 年度） 第 1 期 納期限
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	4 月 30 日	6 月 1 日
市民税・県民税・ 森 林 環 境 税 （普通徴収分）	5 月 29 日	6 月 30 日

※申込期限後に全期前納を申し込まれた場合、令和 8 年度（2026 年度）は期別として取り扱われます。

○期別

税 目	開始時期	令和 8 年度（2026 年度） 申込期限	令和 8 年度（2026 年度） 納期限
軽 自 動 車 税	—	4 月 30 日	6 月 1 日
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期分から	4 月 30 日	6 月 1 日
	第 2 期分から	6 月 30 日	7 月 31 日
	第 3 期分から	8 月 31 日	9 月 30 日
	第 4 期分から	11 月 30 日	1 月 4 日
市民税・県民税・ 森 林 環 境 税 （普通徴収分）	第 1 期分から	5 月 29 日	6 月 30 日
	第 2 期分から	7 月 31 日	8 月 31 日
	第 3 期分から	9 月 30 日	11 月 2 日
	第 4 期分から	12 月 28 日※	2 月 1 日

※ Web 口座振替受付サービスを利用する場合は、12 月 31 日までご利用いただけます。

Q 市税の口座振替の場合、振替日はいつですか？

A 各市税の納期限（納期の最終日）が振替日です。ただし、全期前納の場合は、第 1 期分の納期限が振替日です。

口座振替・自動払込みについて Q & A

Q 口座振替の場合、領収書をもらうことができますか？

A 口座振替は通帳の記帳をもって領収となりますので、領収書は発行されません。必要に応じて納税証明書等の請求をお願いいたします。

Q 残高不足等で口座振替ができなかった場合には、どのようにして市税を払えばよいのでしょうか？

A 再振替はありません。納付書（全期前納の場合は第1期分の納付書）を送付しますので、納税課又は各税務室にご連絡ください。納付書が届きましたら、P42の1から5までのいずれかの場所で納付してください。なお、全期前納の場合、第2期分以降は各納期限に振替を行い、翌年度以降は全期前納による振替を行います。

Q 市税の振替口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか？

A 口座振替を開始されたときと同様に、変更をされる場合も金融機関の窓口にて備えている申込用紙でお手続ください。お持ちいただくものは「納税通知書」「預貯金通帳」「通帳届出印」です。

Q 以前から市税を口座振替にしていたのですが、今年度は非課税でした。何か手続は必要ですか？

A 口座登録のある税が賦課されない場合には、口座振替は行いません。この場合、口座振替は停止しているだけであり、廃止や変更の手続をしなければその後新たに賦課されるようになった場合、登録されている口座から再び振替を行います。ただし、長期間賦課されない場合は、口座振替を廃止することがあります。

Q 固定資産税を口座振替にしていたのですが、共有関係の変更で納税義務者が変わりました。口座振替にも何か手続が必要ですか？

A 固定資産税の口座振替をご利用の方で、相続や共有関係の変更等により納税義務者が変わった場合には、口座振替が停止されます。引き続き口座振替をご希望の場合には、あらためて口座振替の手続が必要です。

Q 共有名義の固定資産があります。数名で共有している内の1名分だけの固定資産税を口座振替にすることができますか？

A 共有名義（〇〇外〇名）の固定資産税については、一部分（持分）のみの口座振替はできません。

Q 軽自動車を数台所有しています。1台分だけ口座振替にすることができますか？

A 軽自動車税の口座振替は、納税義務者名義の全車両が口座振替の対象となりますので、特定の車両だけを口座振替にすることはできません。

eLTAXを利用した電子申告等の手続について

市税の申告や納税などの一部の手続は、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用し、インターネットを通じて行うことができます。

○ご利用いただける税目

【電子申告】

- ・個人市県民税（給与支払報告書等や特別徴収関連手続）
- ・法人市民税
- ・固定資産税（償却資産）
- ・事業所税
- ・市たばこ税
- ・入湯税
- ・宿泊税

【電子納税】

- ・個人の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収に係る納入、退職所得に係る納入申告）
 - ・法人市民税（電子申告に係る納付）
 - ・事業所税（電子申告に係る納付）
 - ・宿泊税（電子申告に係る納付）
- ※延滞金等を納付することも可能です。

【電子申請・届出】

- ・個人市県民税（特別徴収に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書）
- ・法人市民税（法人設立・設置届出、異動届）
- ・事業所税（事業所等新設・廃止申告書）
- ・宿泊税（納入申告書・各種届出書）

○ご利用方法について

eLTAX をご利用になるには、利用届出等の事前手続が必要です。詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX のご利用に当たりご不明な点は、地方税共同機構（Tel:0570-081459）にお問合せください。
※お問合せ受付時間 9:00～17:00（土曜日、日曜日、休祝日、年末年始を除く。）

納税の猶予(徴収の猶予・換価の猶予)

納税者又は特別徴収義務者に次のような事情が生じ、納期限内に全額を納めることが困難と認められるときには、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、徴収の猶予（または換価の猶予）が承認される場合があります。

- 1 災害を受け、又は盗難に遭ったとき。
- 2 本人又は家族が病気にかかり、又は怪我をしたとき。
- 3 事業を廃業し、又は休業したとき。
- 4 事業に著しい損失を受けたとき。
- 5 上記1～4に該当する事実に関連する事実があったとき。

市税の減免・森林環境税(国税)の免除

納税者に次のような事情が生じた場合は、市税の減免や森林環境税(国税)の免除（以下「減免等」といいます。）が適用される場合があります。減免等を申し出る場合は、原則として、その税の納期限までに申請書を提出していただく必要があります。

また、減免等は申請を行った年度における市税及び森林環境税(国税)が対象となりますので、翌年度以降引き続き減免等を受けたい場合は、その年度ごとに申請を行っていただく必要があります。

税の種類 【相談先】	要 件
個人市県民税 【市民税課】	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の途中から生活保護を受給された場合 ・勤労学生に該当する学生・生徒で均等割のみを課される場合 ・廃業、退職等により所得が減少した方で一定の要件に該当された場合 ・本人又は家族が病気にかかり、又は怪我をしたため、市民税の納付が困難と認められる場合 ・相続により納税義務を承継した相続人で所得が減少し、かつ、一定の要件に該当される場合 ・災害により被害を受けられた場合
森林環境税 (国税) 【市民税課】	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の途中から生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合 ・廃業、退職により所得が減少した方で一定の要件に該当された場合 ・本人又は家族が病気にかかり、又は怪我をしたため、市民税の納付が困難と認められる場合 ・災害により被害を受けられた場合 ・盗難により被害を受けられた場合
法人市民税 【市民税課】	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準ずる法人で収益事業を行っていない場合
固定資産税 都市計画税 【固定資産税課】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受給されている場合 ・災害により被害を受けられた場合

税の種類 【相談先】	要 件
軽自動車税 【市民税課】	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者等本人が所有する軽自動車等（身体障害者が18歳未満の場合等、一定の要件の下、その家族が所有する車も含まれます。）を、身体障害者等本人が使用される場合又はその家族がその身体障害者等のために使用される場合 ・その構造が専ら身体障害者等のために利用されるためのものである場合 ・災害により被害を受けられた場合
事業所税 【市民税課】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により被害を受けられた場合 ・減免対象施設に該当する場合

※市税及び森林環境税（国税）の減免等については、各税目の担当の部署にご相談ください。

滞納があった場合

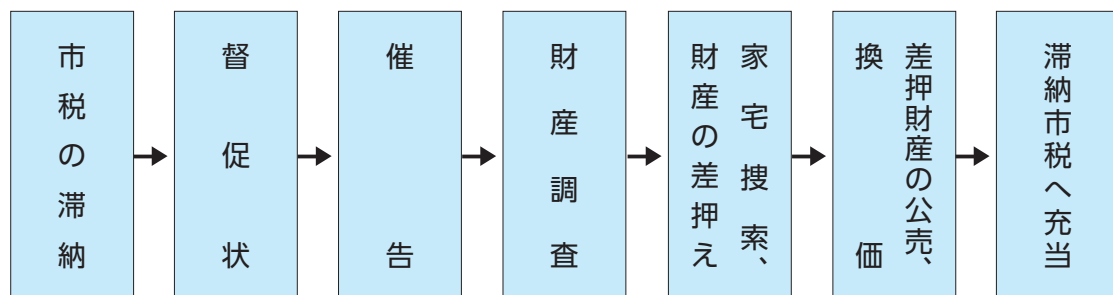
滞納とは、納期限までに市税が納付されないことをいいます。

市税を滞納されたままですと、納期限までに納められた納税者との公平性を保つため、また、大切な市税を確保するために、滞納している方の財産（給与、預貯金、不動産、動産など）を差し押さえることとなります。また、差し押さえられた後も特別の理由もなく滞納を続けられますと、財産を公売し、市税に充当することとなります。この一連の手続を**滞納処分**といいます。

法律では、滞納が発生すると、まず督促状をお送りし、督促状発送後10日を経過しても納付がない場合は、差し押えなどの滞納処分を行わなければならないことになっています。

なお、滞納期間と税額に応じて発生した延滞金を併せて請求することとなります。

○滞納処分の流れ



※一般的な滞納処分の流れを図示しているもので、実際は異なる場合があります。

○延滞金について

市税を納期限後に納付する場合には、納期限までに納めた方との公平性を保つため、納期限の翌日から完納の日までに応じた割合で計算した額（これを延滞金といいます。）が本税に加算されることとなります。

延滞金の率は、地方税法により納期限の翌日から一月を経過する日までは年7.3%、納期限の翌日から一月を経過した日からは年14.6%と定められています。

ただし、金利が低水準で移行していることから、延滞金特例基準割合を基にした特例が講じられています（令和2年（2020年）12月31日までの期間に対応する延滞金については、特例基準割合を基にした特例が講じられていました。）。

適用期間等		特例基準割合又は延滞金 特例基準割合の定義	納期限の翌日から 一月を経過する日まで	納期限の翌日から 一月を経過した日から
本 則		—	年 7.3%	年 14.6%
特 例	平成 25 年 12 月 31 日まで	前年の 11 月 30 日にお ける日本銀行法第 15 条 第 1 項第 1 号の規定によ る商業手形の基準割引率 + 4 %	特例基準割合 (年 7.3%が上限)	
	平成 26 年 1 月 1 日から 令和 2 年 (2020 年) 12 月 31 日まで	前々年の 10 月から前年 の 9 月までの各月におけ る国内銀行の新規の短期 貸出約定平均金利の合計 を 12 で除して得た割合 として前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示 する割合 + 1 %	特例基準割合 + 1 % (年 7.3%が上限)	特例基準割合 + 7.3 % (年 14.6%が上限)
	令和 3 年 (2021 年) 1 月 1 日から	平均貸付割合 (前々年の 9 月から前年の 8 月まで の各月における国内銀行 の新規の短期貸出約定平 均金利の合計を 12 で除 して得た割合として前年 の 11 月 30 日までに財 務大臣が告示する割合) + 1 %	延滞金特例基準割合 + 1 % (年 7.3%が上限)	延滞金特例基準割合 + 7.3 % (年 14.6%が上限)

不服申立て制度(審査請求、審査申出)

市税の賦課決定、督促等の処分について不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができます。また、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査申出をすることができます。

審査請求に対する裁決又は審査申出に対する決定になお不満があるときは、裁判所に対して取消訴訟を提起することができます。

○審査請求について

審査請求ができる人		市税の賦課決定、督促等の処分を受けた人
審査請求先		熊本市長
審査 請求 期 間	賦課決定	納税通知書を受けた日の翌日から起算して三月以内
	督促	督促状を受けた日の翌日から起算して三月以内又は差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して三月を経過した日のいずれか早い日
	財産の差押え	差押えの通知を受けた日の翌日から起算して三月以内又はその公売期日等のいずれか早い日

○審査申出について

審査申出ができる人	固定資産税の納税者
審査申出先	熊本市固定資産評価審査委員会
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで
審査申出ができる事項	固定資産課税台帳に登録された価格

※償却資産については、毎年度審査申出の対象となりますが、土地及び家屋については、基準年度(評価額の見直し(評価替え)が行われる年度)以外の年度は、審査申出の対象が次の事項に限られます。

- ・地目変更等があった土地の評価額
- ・新築、増改築、一部取壊し等があった家屋の評価額

※基準年度について

土地及び家屋の評価額は、3年に1度の基準年度に見直しを行います。令和7年度(2025年度)は第2年度に当たり、令和6年度(2024年度)の評価額を原則として据え置くこととなります。次の評価替えは、令和9年度(2027年度)に行われることになっています。

市税に関する証明(閲覧)

○申請に必要なもの

- ・窓口に来られる方は、**本人確認書類**（運転免許証、在留カード、マイナンバーカード等）をお持ちください。
- （※本人確認書類に顔写真がない場合、併せて質問をさせていただくことがあります。）
- ・代理人による申請の場合は、**代理人の本人確認書類及び請求者本人からの委任状**が必要です。
- （※熊本市内で同一世帯の親族の方であることを住民票で確認できる場合は、委任状は不要です。）
- ・法人の証明申請の場合は、**法人代表者印を押印した委任状**をご持参ください。

○窓口・手数料（令和8年(2026年)4月1日現在）

証明書等の名称及び手数料	窓 口					
	市民税課	各区役所		各総合出張所	時間外証明窓口 中央区役所	固定資産税課
		税務室	区民課・芳野分室			
市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）証明書 1件 400円	○	○	○	○	○	×
固定資産税関係証明書 所有者ごとに1枚（5物件まで） 400円	○	○	○	○	×	×
納税証明書 1年度1税目 400円	○	○	○	○	×	×
軽自動車税納税証明書（車検用） 無料	○	○	○	○	×	×
滞納がないことの証明書 1件 400円	○	○	×	×	×	×
滞納処分を受けたことがないことの証明書 1件 400円	○	○	×	×	×	×
軽自動車税（原動機付自転車・小型特殊自動車）課税台帳等記載事項証明書 1件 400円	○	○	×	×	×	×
住宅用家屋証明書 1件 1,300円	○	○	×	×	×	×
固定資産課税台帳の閲覧 1件 400円	×	○	×	×	×	○

（○は発行又は閲覧が可、×は発行又は閲覧が不可）

○休日・時間外の証明書の発行

中央区役所時間外証明窓口では、日曜日に**市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）**証明書の発行を行っています（その他の証明については発行していません。）。

中央区役所時間外証明窓口 電話 096-328-2256 受付時間 日曜日：9時～16時30分まで

○各証明書の注意事項

【市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）証明書】

- ・証明書は、その年の1月1日にお住まいの市町村での発行となります。
例：令和8年（2026年）1月1日に熊本市にお住まいの場合⇒令和8年度（2026年度）は熊本市で発行
- ・証明内容は、前年の所得とその所得に対する課税額及び森林環境税の課税額です。
例：令和8年度（2026年度）の**市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）証明書**（令和8年度**市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）証明書**）⇒令和7年（2025年）1月から令和7年（2025年）12月までの所得と、その所得に対しての令和8年度（2026年度）の課税額及び森林環境税の課税額（**一人年額 1,000 円**）を記載しています。
- ・新年度の証明書の発行開始は、毎年6月です。
- ・申告がない場合は、証明書の発行ができません。市民税課で申告をされた後の発行となります。

【固定資産税関係証明書】

- ・証明内容は、その年の賦課期日（1月1日）現在のものです。
- ・新年度の証明書の発行開始は、毎年4月です。
- ・直近の賦課期日以降に土地又は家屋を取得された方は、当該土地又は家屋を取得したことがわかる書類（登記事項証明書等）（写し可）をお持ちください。
- ・相続人が申請される場合は、相続関係と所有者本人が亡くなられたことがわかる戸籍謄本等（写し可）をお持ちください。

【納税に関する証明書】

- ・金融機関窓口等で市税納付後、2週間以内に証明書を申請される場合は、領収書（写し可）をお持ちください。また、口座振替により納付され、2週間以内に証明書を申請される場合は、振替の確認できる通帳（写し可）※注1をお持ちください。

※注1：金融機関名、名義人、振替日、振替先、振替額が確認できるものをご提示ください。

- ・軽自動車税納税証明書（車検用）の申請につきまして、代理人による場合は、車検証（電子化されていない場合は、写しでも可）、車検証閲覧アプリから印刷した「自動車検査証記録事項」又は委任状をお持ちください。

○証明書のコンビニ請求

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等にあるマルチコピー機（多機能端末・料金収納システム kioX）で一部の税証明が取得できます。

※マルチコピー機の操作の際に、マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。

【取得できる証明書及び手数料】

- ・**市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）証明書（本人分）**
手数料：1枚 200 円
- ・**固定資産関係証明書（資産証明、評価証明）（本人分、単独所有分）**
手数料：1枚 200 円（1枚に5物件まで記載）

※所有されている全物件の発行となります（一部のみの指定はできません。）。

- ・納税証明書（**市民税・県民税・森林環境税**、固定資産税・都市計画税）（本人分、固定資産税・都市計画税については単独所有分）

手数料：1年度1税目200円

※納付した日と証明書の取得請求日が近接している場合、納付額が反映されていないことがあります。

【取得できる年度】

現年度分のみ取得できます。年度の切替えは、**市民税・県民税・森林環境税**（所得・課税）証明書については毎年6月に、固定資産関係証明書（資産証明、評価証明）については毎年4月に、納税証明書（**市民税・県民税・森林環境税**）については毎年6月に、納税証明書（固定資産税・都市計画税）については毎年5月に行います。

【取得できる方】

- ・**市民税・県民税・森林環境税**（所得・課税）証明書、納税証明書（**市民税・県民税・森林環境税**）については、証明書を必要とされる年の1月1日に熊本市に住民登録がある方
 - ・固定資産関係証明書（資産証明、評価証明）、納税証明書（固定資産税・都市計画税）については、証明書を必要とされる年の1月1日に熊本市に土地、家屋を所有されている方
- ※証明書を取得される時に熊本市に住民登録がない場合は、取得できません。

【利用できるコンビニエンスストア等】

- ・全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンのマルチコピー機設置店舗

【取扱時間】

午前6時30分～午後11時00分（年末年始及びシステムメンテナンス日を除く。）

○郵便による証明書の請求

【郵便による請求の際に必要なもの】

- 1 次の事項が記載された申請書（熊本市のホームページからダウンロードすることもできます。）
 - (1) 氏名（旧姓）又は名称及びフリガナ
 - (2) 生年月日（個人の方のみ）
 - (3) 現住所又は所在地
 - (4) 熊本市での住所（転出された個人の方のみ）
 - (5) 電話番号（昼間連絡の取れる番号）
 - (6) 必要な証明書の種類、年度及び枚数
 - (7) 標識番号（軽自動車税納税証明書（車検用）を請求する場合のみ）
 - (8) 証明書の使用目的
- 2 手数料【郵便局又はゆうちょ銀行が六月以内に発行した定額小為替】
- 3 返信用封筒（切手を貼って宛名を書いたもの）
- 4 本人確認書類（運転免許証、在留カード、マイナンバーカード等）の写し
- 5 代理人が請求する場合は、本人からの委任状及び代理人の本人確認書類の写し
- 6 法人の場合は、代表者印を押印した委任状
- 7 その他請求に必要な書類（各証明書の注意事項をご確認ください。）

【送付先】

〒 860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所 市民税課 証明班 宛

〔熊本市ホームページ〕

申請方法：ホーム＞分類から探す＞税金・年金・保険＞税金＞市税の証明書発行手続き＞市税に関する証明の申請 _ 所得・課税証明書

詳しくは、市民税課（096-328-2181）までお問合せください。

○オンラインによる証明書の請求

市民税・県民税・森林環境税（所得・課税） 証明書については、マイナンバーカードを利用してパソコンやスマートフォン等から申請を行うことにより、窓口来庁や申請書の記入をすることなく証明書をご自宅等で受け取ることができます。

〔熊本市ホームページ〕

申請方法：ホーム＞分類から探す＞税金・年金・保険＞税金＞市税の証明書発行手続き＞市税に関する証明の申請 _ 所得・課税証明書

詳しくは、市民税課（096-328-2181）までお問合せください。

【取得できる証明書及び手数料】

- ・ **市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）** 証明書（本人分）

手数料：1 年度 1 枚 400 円及び郵送料金の実費

【取得できる年度】

現年度を含め 7 年度分が取得できます。年度の切替えは、毎年 6 月に行います。

【取得できる方】

納税義務者本人のみ

- ・ マイナンバーカードをお持ちの方

（有効な署名用電子証明書が搭載されているカードに限ります。）

- ・ マイナンバーカードの読み取り対応環境をご用意できる方

※代理人、ご家族、相続人等の方は、申請できませんので窓口または郵送により申請してください。

【支払方法】

クレジットカード、PayPay、Pay-easy から選択できます。

※手数料支払後のキャンセルはできません。

市税に関する証明の申請について Q & A

Q 市税に関する証明書の申請書はダウンロードできますか？

A 熊本市のホームページからダウンロードすることができます。
ホーム＞分類から探す＞税金・年金・保険＞税金＞市税の証明書発行手続き＞市税に関する証明の申請（様式のダウンロード）
【市税に関する証明の申請（様式のダウンロード）】

- ・市県民税（所得・課税）証明交付申請書（窓口申請用・郵便請求用）
- ・固定資産課税台帳記載事項証明兼閲覧申請書
- ・納税証明請求書
- ・軽自動車税納税証明願（車検用）
- ・その他納税証明交付申請書（滞納がないことの証明書・滞納処分を受けたことがないことの証明書）
- ・委任状（税務証明用）

第7章 税に関するお問合せ先

市税に関するお問合せ先

担当課（電話番号）	主な業務内容
税制課 (096-328-2174) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 （熊本市役所本庁舎3階）	<ul style="list-style-type: none"> ・税務行政に係る企画及び調整に関すること。 ・固定資産評価審査委員会に関すること。
市民税課 (096-328-2183) 個人市民税 (096-328-2173) 法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税、宿泊税、軽自動車税、証明 (096-328-2181) 軽自動車税、証明 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 （熊本市役所本庁舎2階）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の市民税の賦課等に関すること。 ・法人等の市民税に関すること（徴収事務を除く。）。 ・市たばこ税に関すること（徴収事務を除く。）。 ・入湯税に関すること（徴収事務を除く。）。 ・事業所税に関すること（徴収事務を除く。）。 ・軽自動車税の賦課等に関すること。 ・原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告及び標識の交付等に関すること。 ・自動車の臨時運行許可に関すること。 ・市税に関する証明に関すること。 ・住宅用家屋証明に関すること。
東税務室 (096-367-9138) 〒862-8555 熊本市東区東本町16番30号（東区役所内）	<ul style="list-style-type: none"> ・市税に関する証明に関すること。 ・住宅用家屋証明に関すること。 ・原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告及び標識の交付等に関すること。 ・自動車の臨時運行許可に関すること。 ・土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 ・固定資産課税台帳等の閲覧に関すること。 ・個人の市民税の申告に関すること。 ・市税の相談に関すること。
西税務室 (096-329-1174) 〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号（西区役所内）	
南税務室 (096-357-4143) 〒861-4189 熊本市南区富合町清藤405番地3（南区役所内）	
北税務室 (096-272-1114) 〒861-0195 熊本市北区植木町岩野238番地1（北区役所内）	
固定資産税課 (096-328-2195) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 （熊本市役所本庁舎2階）	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の賦課等に関すること。 ・都市計画税の賦課等に関すること。 ・土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 ・固定資産課税台帳等の閲覧に関すること。
納税課 (096-328-2204) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 （熊本市役所本庁舎2階）	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の徴収に関すること。 ・市税の督促及び滞納処分に関すること。 ・過誤納金の還付及び充当に関すること。 ・市税の口座振替等に関すること。

国税・県税に関するお問合せ先

○国税についてのお問合せ先

所得税、法人税、相続税等の国税（詳しくは P 6 を参照）に関しましては、税務署にお尋ねください。

名 称	電 話	住 所	熊本市の管轄区域
熊本西税務署	096-355-1181	〒 860-8624 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟	中央区、西区、 南区、北区
熊本東税務署	096-369-5566	〒 862-8702 熊本市東区東町 3 丁目 2 番 53 号	東 区

○県税についてのお問合せ先

県民税、事業税、不動産取得税等の県税（詳しくは P 7 を参照）に関しましては、熊本県にお尋ねください。

名 称	電 話	住 所	熊本市の管轄区域
熊本県 県央広域本部 総務部税務部門	096-333-3200	〒 862-8571 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県庁 行政棟新館 1 階	全 域

○不動産の登記等についてのお問合せ先

不動産の登記等に関しましては、法務局にお尋ねください。

名 称	電 話	住 所	熊本市の管轄区域
熊本地方法務局	096-364-2145	〒 862-0971 熊本市中央区大江 3 丁目 1 番 53 号 熊本第二合同庁舎	全 域

○自動車、バイク等の申告等についてのお問合せ先

三輪以上の軽自動車の申告に関しましては軽自動車検査協会熊本事務所に、二輪の軽自動車及び小型自動車の申告に関しましては九州運輸局熊本運輸支局に、自動車税に関しましては熊本県自動車税事務所にお尋ねください。

名 称	電 話	住 所	車 種
軽自動車検査協会 熊本事務所	050-3816-1758	〒 862-0902 熊本市東区東本町 16 番 3 号	三輪以上の軽自動車 (660cc 以下)
九州運輸局 熊本運輸支局	050-5540-2086	〒 862-0901 熊本市東区東町 4 丁目 14 番 35 号	二輪の軽自動車 (125cc を超え 250cc 以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250cc を超えるバイク)
熊本県 自動車税事務所	096-368-4020	〒 862-0901 熊本市東区東町 4 丁目 14 番 37 号	普通車

「熊本市ふるさと応援寄附金」のご案内

熊本市では、熊本地震からの復旧・復興や次代を担うこどもたちの支援など、計 17 種類の取組への寄附金の募集を行っています。

熊本市ふるさと応援寄附金

	寄附金の使い道	内 容
熊本地震関連寄附金	熊本城の復旧・復元	被災した熊本城の一日も早い復旧・復元
	熊本城以外の文化財の復旧	被災した文化財（熊本城除く）の復旧
	エンターテインメントで熊本を元気に！	復興の中で市民を元気づけてきたエンターテインメントに関する施策の推進
	被災者支援・公共施設の復旧	被災された方々の暮らしの一日も早い再建
その他の寄附金	市民自らが実践する公益活動を支援（熊本市市民公益活動支援基金）	NPO 法人やボランティア団体、学生等が行う市民公益活動への支援
	次代を担うこどもたちを支援（こどもの未来応援基金）	子育て支援活動等を行う個人や団体、こども食堂への支援
	市電緑のじゅうたんサポーター	新たな緑の創出として、市電の軌道敷を緑化する活動の推進
	将来のリーダーを支援（人づくり基金）	様々な分野において、社会に貢献しようという熱意ある方への支援
	スポーツ選手を応援（スポーツ振興基金）	スポーツ分野において、顕著な成績を収め、かつ、将来にわたり活躍が期待される方への支援
	熊本市動植物園開園 100 周年記念サポーター	動物の福祉に配慮した飼育環境の改善、展示方法の充実
	ジェンダー平等を促進	性別に関わらず能力を発揮できる社会づくりのためのセミナーの実施や女性の生涯を通じた健康支援
	花と緑のまちづくり支援（一人一花運動サポーター）	花や緑を楽しみ、身近に感じることができるとみどりのまちづくりの推進
	自然環境を豊かに（ふるさと森基金）	環境保護地区への助成や「森の都」の推進
	熊本市立の学校を応援！	熊本市立の学校や幼稚園に通うこどもたちのための教育環境の充実に活用
	動物愛護推進を支援！～人と動物の共生社会の実現を目指す～	人と動物が共生できる、安全で安心な、すみよいまちづくりの推進
	城下町地区（新町・古町）と川尻地区の歴史まちづくり活動を支援！	熊本地震後も今もなお残る町屋などの歴史的建造物の保存・利活用を中心とした歴史まちづくり活動の支援
	こどもたちの学校部活動を応援！（熊本市立学校部活動支援基金）	中学校部活動を未来へつなぐ支援

寄附の方法

①ふるさと納税ポータルサイト

下記のポータルサイトから申込みができ、「クレジットカード払いやマルチペイメントの各種決済」、「銀行での寄附」又は「郵便局での寄附」をお選びいただけます。

- ・ふるさとチョイス

<https://www.furusato-tax.jp/city/info/43100>

- ・楽天ふるさと納税

https://www.rakuten.ne.jp/gold/f431001-kumamoto/?s-id=furusato_pc_area-kumamoto_f431001-kumamoto

- ・ふるなび

<https://furunavi.jp/Municipal/Product/Search?municipalid=1570>

- ・さとふる

<https://www.satofull.jp/city-kumamoto-kumamoto/>

②電話受付（熊本市ふるさと納税サポートセンター TEL：050-3173-9465）

電話受付後、申込書や払込用紙を送付します。「銀行での寄附」、「郵便局での寄附」又は「現金書留」をお選びいただけます。

税控除について

寄附金のうち2,000円を超える部分の金額について、ふるさと納税制度として所得税と個人住民税の控除を受けることができます。控除される金額には上限があります。

※詳細については、熊本市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00315589/index.html>



市税のしおり 令和8年度(2026年度)版
発行年月 令和8年(2026年)10月
編集・発行 熊本市財政局税務部税制課

